福祉文教委員会会議録

令和５年２月７日（火）
（開　会）　　１０：００
（閉　会）　　１４：４２

【　案　件　】
１．児童虐待防止に向けた取り組みについて
２．ＩＣＴ教育について

【　報告事項　】
１．子どもの貧困対策推進計画の策定状況について　（子育て支援課）
２．第３期飯塚市地域福祉計画（原案）の市民意見募集について　（社会・障がい者福祉課）

○委員長
　ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「児童虐待防止に向けた取り組みについて」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。
○子育て支援課長
　初めに、資料１「令和５年度飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画」につきまして、ご説明いたします。
　昨年度から見直しを行った部分を中心にご説明いたしますけれども、まず、２ページ、飯塚市の体制については、専門職員に医師を追加するとともに、拠点会議についての記載を追加しております。
　また、来年度の予算審議は終わっておりませんけれども、子育て支援課では、スーパーバイザーの配置を考えており、また、ヤングケアラーの早期発見と支援につなげるための専門の相談窓口の設置を計画しております。
　つぎに、３ページです。専門的な職員の育成のために、今までも様々な研修を行っておりましたが、Ｎｏ．２から４のような専門的な研修を受けるように計画しております。
５ページを御覧ください。要対協につきましては、要保護児童対策地域協議会と名称の変更を行っております。
　また、下段の（３）学校における組織的対応が可能となる体制の整備につきましては、ヤングケアラー相談窓口との連携を追記いたしました。
　７ページの地域との連携については、Ｎｏ．２支援対象児童等見守り強化事業の訪問員に主任児童員に加え、委託業者を追記しております。また、Ｎｏ．３では、令和４年度に既に事業を開始しておりますけれども、子ども居場所づくり支援事業についてを加えております。
　９ページ、虐待の未然防止では、Ｎｏ．４に明日の臨時議会で専決予算のご審議をいただく予定ですけれども、国の伴走型相談支援及び出産・子育て応援金の一体的実施事業について、記載しております。
　次ページ、１０ページです。Ｎｏ．１産婦健診の実施、こちらも令和５年度の新規事業となりますけれども、産後うつ等の早期発見・支援につなげることでゼロ歳児の虐待を防ぐことを目的に、産後２週間と１か月で受診する産婦健診の費用を市で助成する事業となっております。
　以上が主な変更点として、年次行動計画を策定しております。
　続きまして、資料２「早期発見対応指針」について、ご説明いたします。
　前回の委員会のほうで、早期発見対応指針の改正案をお示しさせていただいておりましたが、もっと詳細に定める必要があるのではないか、現場と話をするべきではないかなどというご意見をいただきましたので、再度、見直しを行いました。

４ページを御覧ください。子どもの身体に現れる虐待の兆候を説明したものですが、虐待によるけがと事故によるけがでは、けがをする場所に特徴が現れること、またけがの形状等にも特徴があることから、それをイラストで示したものを追加しております。

６ページでは、通告・情報提供するときのポイントをまとめておりますが、要対協の代表者の方から、通告先も明記してほしいというご意見をいただきましたので追加いたしました。

８ページからは、子どもが自ら虐待を打ち明けてくれた場合の対応の注意点を記載しております。

１１ページ以降には関係機関・関係者の役割として、要対協の代表者の方々にご相談し、それぞれの機関がどのような役割を果たすべきか、現場の意見をいただきながら、その役割をまとめたものを記載しております。

巻末の気づきのためのチェックシートについても、より詳細なものに見直しを行いました。

最後に、資料３「保護及び支援を行うための指針」を御覧ください。

２ページからは支援の過程として、インテークからアセスメント、プランニング、モニタリングから終結までの注意点を記載したものを追加し、また、４ページには支援の視点、６ページからは支援関係の形成についてを記載しております。

そのほか、主な改正については、１０ページ以降、関係機関の具体的な役割について、こちらも、早期発見指針と同じく、詳細にするために関係機関のご意見を聞きながら内容を拡充いたしました。

以上、年次行動計画と見直し後の各指針について、簡単ですけれども、説明を終わります。

〇委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

〇川上委員

日本共産党の川上直喜です。ただいまの報告にも関わっていきますけれども、最初に、児童虐待防止という視点で全般的なことからお尋ねしますけれども、昨年１２月１０日に成立しました民法改正、旧８２２条の削除が行われております。この意義について、今もテーマとなっております児童虐待防止の視点から見た場合の意義について、どう捉えているか、まず、お尋ねしたいと思います。

〇子育て支援課長

改正前の第８２２条ですけれども、親権を行う者は、子どもに懲罰を行うことができるという規定になっておりました。こちらについては、今回改正によりまして、第８２１条に、子の人格を尊重することとして、親権を行う者は、子の人格を尊重するとともに、その年齢及び発達の程度に配慮しなければならず、かつ、体罰その他の子の心身の健全な発達に有害な影響を及ぼす言動をしてはならないものとすることというふうに追加をされております。子どもの体罰については、２０２０年４月から児童虐待防止法のほうで体罰禁止が明文化され禁止されており、民法との懲戒権とのそごについて、長らく議論されてきておりましたが、民法のほうでも懲戒権が削除され、子の人格を尊重するということが明文化されたものが意義だと考えております。

〇川上委員

この民法の改正については、子どもに対する監護者、親権のある者の体罰を禁止するということなんですけれども、それは条件付の禁止ということはないですか。

〇子育て支援課長

先ほど申し上げました第８２１条ですけれども、人格の尊重をしながら、年齢及び発達の程度に配慮しなければならずとはありますけれども、この後は、かつ、体罰その他してはならないということで、条件はないと考えております。

○川上委員
　いかなる場合にも駄目ですよということなんですね。このことについては、先ほど、長らく議論があってということでしたけれども、１０年以上の議論があるわけですね。どうしてこんなにかかったのかということもあるんですけど、視点としては、２０１９年６月の児童虐待防止法、また、それによる、そのときに附帯決議もあったわけですけど、ガイドラインが必要ということで、体罰等によらない子育てのためにと、単に体罰禁止という、駄目ですよと言うだけじゃなくて、やらない子育てのためにという取りまとめを国のほうでしたわけですけれども、前提問題としては、国連子どもの権利委員会、一般的意見第８号の定義によるということですので、文字どおり、今、答弁があったように、いかなる場合も駄目だということをやはりはっきりさせていく、こういうやり取り自身が、やはり市民の皆さんにも見てもらうということが大事だと思うんですけど。そこで、今、説明のありましたこの３つの資料・文書ですけど、まず、令和５年度　飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画（案）、それから、早期発見対応指針（案）、それから保護及び支援を行うための指針（案）、この３つの文書が、それぞれにどういう位置関係、関連になっているか、ちょっと分かりやすく説明をお願いしたいと思います。
○子育て支援課長
　今回の年次行動計画及び指針につきましては、全てこれらは飯塚市の子どもをみんなで守る条例の規定の中で定めるものとして、定めているような形になっております。年次行動計画を立て、早期発見のための指針で、子どもたちの虐待等の発見をするための方向性を示し、またその場合、今後、保護を行うためにはどのような形を行っていくかということで、この３つの案については、関連した施策だと考えております。
○川上委員
　上位か下位かということも表現が適切か分かりませんけど、基本はこの年次行動計画と。で、これを担保するための指針が２つありますよと。そういう理解でよろしいですか。
○子育て支援課長
　そのようなご理解で結構だと考えます。
○川上委員
　今から先を見ることが―――、すっと副市長、受け止めてもらいたいんですけど、飯塚市は、こういうガイドラインとか指針があっても、逸脱した場合でも議案書を出してくるとかいうことがあったわけです。で、この指針をきちんとしたものに仕上げていくという努力とともに、この年次行動計画及びこの指針を正しくこれに準拠して仕事をするということが大事になると思うんですけど、その点で、この３つの文書、まず、この年次行動計画はどのように活用するものなのか、お尋ねします。
○子育て支援課長
　この計画案には、それぞれの所管課のほうが記されておりますけれども、所管課ではこの計画に掲げている項目の実施に向けて、年間の行動を行っていくということでございます。
○川上委員
　これは市民との関係ではどういうことになりますか。
○子育て支援課長
　このような計画をお示しすることで、市民の皆様にもこのような虐待防止に向けた取組に広く協力をいただけるものと考えております。
○川上委員
　年次行動計画の趣旨と書いてありますよね。本計画では、児童は適切な養育を受け、健やかな成長、発達や自立が図られること等を保障される権利を有するという児童福祉法の理念を踏まえ、全ての子どもの人権が尊重され子どもの最善の利益を優先し、健やかな成長を支えるこ

とができるよう地域全体で子どもを育む機運を醸成するとともに、虐待の予防、早期発見、早期支援、自立支援までの一貫した取組により、虐待の連鎖を断つことを目指しますということで、実施主体は飯塚市及び市教育委員会となっております。それで、地域全体で子どもを育む機運を醸成するということも重要なキーワードになったわけですね。監護者、あるいは親権を有する者だけのことになっていないわけですね。そうすると、この年次行動計画は、今答弁があったように、期待をするということなんでしょうけど、これをどのように、市民全般ということもありますけど、地域全体でというところに共有していくのかと、それはどういうような予定があるか、お尋ねします。

〇子育て支援課長

７ページのほうに、地域との連携という行動計画のほうを示しておりますけれども、ここでは、民生委員、児童委員、主任児童委員、自治会及びまちづくり協議会などとの協力を書いておりますが、こちらのほうが地域との連携、また、最後のページ、１１ページになりますけれども、児童虐待防止月間として１１月には様々な応援、のぼり等を立てまして、また市民の皆様方に、ここ数年はちょっとコロナの関係で大きな講演会等は行われておりませんけれども、例年、この月には講演会を行ったり、昨年１１月には、虐待防止に向けた全戸配付のチラシのほうを作成して、市民の方々にも虐待通告のほうのお願い等をしているような形でございます。

〇川上委員

この年次行動計画そのものはどういう扱い方になるんですか。情報の共有とかいう点でいうと。

〇子育て支援課長

ホームページのほうで、計画が決定いたしましたら、公表しております。

〇川上委員

情報共有の方法としては、そのほかには、どういうことをしますか。

〇子育て支援課長

この年次行動計画自体はホームページでお示ししているだけですけれども、これに関連するものとして、６ページのほうには広報活動・啓発活動の一覧を載せております。このような中でも、研修等とか講演会のときには年次行動計画のことを知らしめていくことは可能だと思いますので、今後、広く市民の皆様方にも、このような計画についてもお知らせができたらと考えます。

〇川上委員

基本的には年次行動計画はホームページに掲載する以外を考えていないという状況なんですか、今。

〇子育て支援課長

そのとおりでございます。

〇川上委員

理由はどういうことでしょうか。

〇子育て支援課長

特段、ホームページ以外でしないというような形をしているわけではございませんので、理由はございません。

〇川上委員

必要性は感じていないということですか。

〇子育て支援課長

広く市民の皆様に対してという意味であれば、ホームページだけになりますけれども、こちらの年次行動計画、要対協の関係機関にもお示ししておりますので、虐待に携わる関係機関については広報しております。

○川上委員
　したがって、必要がないというのが答弁なんですか。
○子育て支援課長
　必要がないということではなく、今後、またそういった機会があれば、こういった計画についても広く知らしめる努力はしていきたいと考えております。
○川上委員
　知らしめる―――、私は情報の共有という言い方をしたんだけど、市や教育委員会の立場からすれば、やはり情報共有し、協力を求めるという立場と思うんですね。ここに書いてあるじゃないですか。地域全体で子どもを育む機運を醸成すると。小中一貫校を先に造って、難しい、危険な通学路を子どもを歩くようにしていて、今ようやく安全対策とか道路工事とかやっていますよというようなのをどう見るかということもありますけど、子ども育む機運を醸成するという点で言えば、３児童死亡事例が起こったまちなんですから、ホームページにぺらっと貼り付けていって、見る人は見てくださいと、それで、関係の方にはダイジェスト版か、分かりやすいのをつくって見てもらいますっていうだけでいいのか、副市長はどういうふうに思われますか。
○福祉部長
　確かに今、質問委員の言われましたとおり、地域での意識の醸成は非常に必要なものだと思います。６ページに広報及び啓発活動の実施ということで、様々な方策について記載しておりますが、この中で、この年次行動計画がお示しできるところをしっかり取りまとめながら、地域また様々な関係者、それ以外の方々にもしっかり私たちの行動を見ていただけるような形、そういうふうに取り組んでまいりたいというふうに考えております。
○川上委員
　意味が分かりません。
　中身的には、いくつか気がつくところもあります。事故を、内部検討をした成果が、あるいは議会でやり取りした、議会が指摘した点が反映したりしている面もあるんだけど、先ほど言ったような重大事例が生じて、練り上げたわけでしょう。それで、これをぺたっとは言いませんけど、どう生かしていくのかと、そこまでいって初めて魂が入ってくるのではないかと思うんですね。そう考えてみると、この年次行動計画に基づいて作成した２つの指針ですよ。そのものについては、どう情報共有していくのか、当然聞きたくなりますね。どうですか。
○子育て支援課長
　こちらにつきましても、ホームページのほうで掲載するとともに、要対協の関係機関の方々に情報共有としてお渡しすることになる予定としております。
○川上委員
　３児童死亡事例が起きたときに、自治会長さんが、相談もあり、そして様々な難しいケースだったんだけど、サポートをしたことがありますね。自治会長さんの仕事というのは、民生委員さんもおられますけど、大変だと思います。で、情報が地元の自治会長さんに適切に届かなかったというのも教訓の一つではなかったでしょうか。そういった点でいえば、盛りこぼれるほどの仕事を自治会長さんはされていると思いますけれども、ホームページにアクセスしてダウンロードして読むとか、画面を眺めるとか、もう無理ですよね、普通。ですから、こういう重大な事例が起きてまとめた年次行動計画なわけですから、しかるべく情報共有するし、趣旨に基づいて協力を求めるというのは、必要だと思います。
　それから、今、地域の機運の醸成について、着目して質問したんですけれども、もう一つの問題としては、飯塚市と関係機関との間の緊張関係も問われたことだと思います。とりわけ福岡県との関係で。それで、その点に着目して、この行動計画は福岡県との関係ではどういうふうな取扱いになるんでしょうか。

○子育て支援課長
　こちらの年次行動計画については、特定の機関との連携については記載しておりませんけれども、５ページの要保護児童対策地域協議会、こちらの中が、児童相談所と県とも連携を取っておりますので、こちらで協議を行いながら支援を行っていくというところ、計画の中ではその分にしか表しているところはございません。
○川上委員
　質問を細かくやっていくと細切れになって、傍聴ないし、視聴されている市民の皆さんに分かりにくいかもしれないので少ししゃべりますけど、３児童死亡事例が発生して、福岡県は内部検証を求めたわけですよね。ところが、飯塚市はその福岡県の求めに応じた内部検証はやっているんですか、やっていないでしょう。内部検証とは異なる、外部の方たちも含めた検証委員会をつくって、報告を求めて、それで、実はそれから内部検証を検討しますということを言っていましたけど、その報告はこの１年間まだないわけですね。それがないまま、この年次行動計画が、また早期発見対応指針ないし、保護及び支援を行う指針ができているわけですね。これを一概に否定するわけではありません。だけど、福岡県の求めたものとの関係で言うと、それは完了したのかと。これをもって、福岡県が求めた内部検証が完了したと言えるのかと。副市長、その辺はどうお考えですか。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１０：２９
再開　１０：２９
　委員会を再開いたします。
○子育て支援課長
　内部検証につきましては、８月の福祉文教委員会のほうで、検証委員会の報告、指摘事項等を踏まえた庁内の連携会議を行って、協議をしているということでご報告をしております。また、この委員会資料は、そのものを市民に向けた公表ではございませんでしたが、こちらの検討した資料等は委員会資料として公表されておりますので、内部検証は行っているというふうに考えております。また今後も、先ほど申しました内部の連携会議というものは継続して行っておりまして、今回の年次行動計画につきましても、先週に、また庁内の連携会議のほうを行いまして、こちらの年次行動計画はその庁内連携会議のほうでも検討した結果で示しているものでございます。
○川上委員
　副市長、内部検証は、現在、内部検証中なんですよ。それで、福岡県が求めた内部検証は完了していない。その過程においてこれをつくったんです。これを一概に否定はしていない。だけど、福岡県との関係で言えば、福岡県も内部検証しているわけでしょう。こちらは内部検証が終了していないという関係。この中で、年次行動計画つくりました。こういう構図に今なっていることをお認めになると思います。こうした中で、連絡協議会ですか、この中に福岡県の代表が入っていますから、児童相談所関係者は入っているからね。それでよしというようなことでは、よくないのではないかと。だから、先ほど言ったような局面で、今できている年次行動計画について、福岡県にどういうことを報告し、どういうことを求めるのかということが大事になっているのではないかと思うわけです。私は発言したことがあると思いますけれども、この３児童は命を奪われずに、今も元気で過ごすことができる状況を、我々がもう少し頑張っておれば、できたのではないかというふうに、悔やまれてならないわけです。仕方がなかったというふうにやはり言わない。言い切れない。その点から言えば、一つの課題として、福岡県田川児童相談所と飯塚市の緊張関係というのが求められたと思うし、今も求められ続けていると思うんです。その点から言えば、これをどうするのかということを考えなくては。先ほど言

ったように、自治会長に渡すという考えもない、ホームページに上げておけば、国も見るでしょう、県も見るでしょう、誰でも見ることができるんだからという、それで責任を果たしたことには、３児童死亡事例との関係からは言えないのではないか。福岡県との関係で、どうしますかね、副市長。

○久世副市長

今、質問委員のご指摘のとおりでございまして、内部検証委員会はまだ現在継続中でございます。まだ終了はいたしておりません。そういった中で、県のほうのご意見等も聞きながら、市役所内部で検証を行っているところでございます。ただし、当然、この虐待防止対策年次行動計画、これはやはりつくっていくべきものではないかと、先ほど質問委員も否定はされないというふうなお話をいただいたところではございますが、ちょっと私が気になったのは、ホームページだけではやはり、せっかく地域の皆さんで守っていかなければならないと、地域全体でこの地域の宝である子どもたちの生命を守っていかなければならないという趣旨からすれば、やはりちょっとそれについては、計画が共有できるものではないかなというふうに、私も現在ご質問等いただきながら考えておりましたので、これにつきましては、早急に福祉部等とも協議をしながら、この計画が本当に実効性のあるものになるように、実のある年次行動ができるようにやっていかなければならないと思いますし、当然そういった行動を起こしていく中では、関係機関とも意見等を拝聴しながら、とにかくみんなで子どもを守っていくと、そういうふうなものにしていかなければならないというふうに感じているところでございます。

○川上委員

分かりました。今言ったような姿形というのは、振り返れば分かることなのに、議会で共産党の川上議員が言わなければ気がつかないということなのかというふうに心配するわけですよ。

そこで、要保護の対象となる子どもの人数、この間の動向をお尋ねします。

○子育て支援課長

今現在の要保護児童の人数、１月末現在で確認をしたところ、要対協のほうで支援を行っている子どもさんの数は２９４名となっております。

○川上委員

この間の推移を答弁できますか。３児童死亡事例を挟んで、どういう変化が、特段の変化が、あるのかないのか。特徴をどう捉えているか、お尋ねをしたいと思うわけですけど。

○子育て支援課長

すみません。世帯数のほうでなら現在、数字を報告ができますので、令和２年度末、要保護児童・要支援児童の世帯を支援していたのが６９世帯、これが年度末の数字です。令和３年度になりますと、１２１世帯に令和３年度末はなっております。そして、今、人数で子どもさんをお伝えしましたけれども、世帯数で言いますと、令和４年度は１２月末現在で集計しておりまして、そちらが１７０世帯ということで、世帯数は令和２年から令和３年、令和４年と増加している傾向でございます。

○川上委員

この変化について、どういう要因を分析、分析というとなかなか大変かもしれませんけど、何が要因だと思われていますか。

○子育て支援課長

本市のほうで支援を行っている要保護児童・要支援児童たち、こちらについては単純に虐待が増えているということではなく、あのような事件が起きてしまい、その後、市の取組としていろいろな機関のほうに通告のお願い等をしてきた結果、学校もそうですし、地域の方も同じように子どもさんの状態で気になるようなことがあったら、市のほうに報告・連絡をしていただく件数が大変増えておりますので、その内容を確認したところで、市のほうで支援を行う、行わないを決定し、児相と相談しながらやっておりますけれども、そういった地域や学校等の

目がより関心が向けられるようになった結果ではないかと考えております。
○川上委員
　私もそういう面があるのだろうと、説明を聞いて思いました。同時に、子どもを取り巻く環境あるいは子育て世代を取り巻く環境としては、３年にわたる新型コロナ感染流行の、もう第８波、第９波とか言っているぐらいですから、子の家庭等、学校現場、保育所現場、子どもの施設に係る現場でも様々な矛盾が起こっていると思うし、また、もう１年になりますけど、ロシアがウクライナに攻め込んで、子ども、女性問わず命を奪っていくというようなことがあって、例えば、飯塚市の１階ロビーには、ウクライナに募金を、と書いているじゃないですか。子どもや女性の写真があるわけじゃなくて、ずっと壊れた戦車の写真がありますよね。戦車を買う募金をするわけではなく、人道上の募金をするのにちょっとよく分からない。ああいうのを見て、子どもはどう思うのか。毎日毎日、もう世界戦争みたいになっているわけでしょう。そういう環境の中で子どもたち、それから子育ての親の心がどうなっているのか。さらに、物価高騰でしょう。５千円を配ったのはいいけど、クーポン券を配ったのはいいけど、水道料で全部吸い上げるみたいな状況なわけですよね。だから、気をつけないといけないのは、啓発が進んだために通報が多くなったというような、件数が増えていますよと言うだけではなくて、現実に心配なご家庭が増えているという数字が、今、現れているわけですよね、というふうにちょっと思うんだけど、ほかにもいろいろな要因があると思いますけれど。
　そこで、この１年間、様々に執行部も努力をされた。議会も様々な指摘もし、現実も伝えたりしました。それで、この１年間を通じて、２年を通じて、今後の課題として、特にこれを力を入れて打開しなければならないという課題というのは、副市長、こういうことだというようなものがありますか。
○福祉部長
　これからの対応でございます。この虐待問題に限らず、現在、子どもたちを取り巻く環境というのは、様々な問題が混在しているような状況になっております。この虐待の根っこには、やはり生活環境、親御さんの環境や貧困問題、様々な要素が関係しているものというふうには考えております。これらの対応だけにとどまらず、今、社会問題化しておりますヤングケアラー等、様々、課題は多岐にわたると考えておりますので、誰かの行いのために子どもが不利益を被ると、そのようなことがないように、関係職員も皆同じ思いでおりますので、今後、そういうのを包含的に含めたところで、しっかりと取り組んでまいりたいというふうに考えております。
○川上委員
　議論する場ではなく、質問する場だというふうに、もうしばらくしたら委員長が言うかもしれませんけど、課題の一番は、皆さん方も共通認識だと思うけど、子どもの権利。子どもが虐待を受けずに、健やかに成長し、人格を形成していける豊かな人生を切り開くことができるように、そういう権利を持っているんだという子どもの認識の問題、持ってもらうという、主権者として。それから２つ目が、親権を持つ者だとか、監護者が虐待をしてはならないという禁止の思想が要ると思うけど。私は、飯塚市としてはそうした準備が到達したものを皆さんは言われるけど、むしろ情報共有していくというか、共有していくというものと同時に、飯塚市はそのために必要な手だて、子どもを救い、親を救っていくという手だてのために必要なお金があるではないですか。これについては、よく研究するということが前提になりますけど、思い切った財政出動を行うと。ちょっと露骨に聞こえるかもしれませんけど、子どものためにお金を使うんだという、これが必要ですからちょっと出そうかということではなくて、覚悟の問題として、財政出動を行っていくということが要るのではないかというのを、私はこの２年、皆さんとやり取りして、この児童虐待防止という視点からもこのことが言えると思います。ここは副市長、一致すると思うけど、どうですか。

○久世副市長
　先ほど質問委員からご質問いただきまして、何を一番に頑張るのかというご質問で、私は即答ができなかったんですが、福祉部長が先に答えていただきました。やはり、我々地方自治体はまず福祉の充実は、これもう絶対、一番の本題だと思っております。そういった中で、この委員会の中で、こういった子どもを守るために、皆さんご指摘等いただきながら、また我々のほうもそのご指摘等を生かしながら、こういったいろいろな計画を立てたり、マニュアルをつくったりしてきたわけでございます。今、ご指摘の財政出動等も含めまして、やはり、とにかく住民の皆さんの福祉の充実、これについて我々は一生懸命になっていくと。これについてはもう、もちろん質問委員ともそれは一致していると思いますので、そういった形で、今後の予算編成等も検討しながらやっていきたいというふうに考えております。
○川上委員
　今後の課題について、先に今聞いていったんだけど、この間、１、２年を振り返って、課題も今後大きいものがあるんだけど、やり遂げてきたという面を明らかにすることも、執行部としては重要ではないかと。それをやはり市民と共有する。いろいろな課題があるけど、これは前進できて、今後の大事な取っかかりになりましたとか、それから、ご家庭やあるいは子どもが自分の人生を切り開く道に入ったとか、何かそういったような、確信を持つようなことも大事と思うんだけど、それを成果あるいは前進面と呼ぶかどうか分かりませんけど、前向きな変化というか、そうしたものとしては、どういったものが挙げられますか。
○子育て支援課長
　まず、こういった虐待防止に係る体制づくりといたしまして、飯塚市では、専門職として小児科医、弁護士、心理士の３名の方を非常勤として、今年度から来ていただいております。こういった方々の意見を聞きながら、より専門的なアプローチというのが今現在可能になっているのは、飯塚市の体制づくりにおいて、大変重要なことだったと思っております。また、母子保健係と子育て支援課のほう、母子保健係のほうが移管してきて、今現在、保健師との協働の活動をしておりますけれども、これにつきましても、大変、やはり有効な手だて、相談員だけではちょっと難しかった支援の在り方に保健師が加わることで、より手厚く対応ができているような現状に変わってきております。また支援員自体の人数も増やしていただいておりますので、今、質問委員がおっしゃっていたようなことで言えば、例えば相談のお電話を職員が窓口で受けているときに、子どもさんが高校に合格したとかいう報告をされることもあります。そういった電話を相談員がすごく親身になって喜んでいる様子等を、私は目にしまして、大変よかったなというようなことを感じることも多々あっております。
　また、先ほどから自治会等との連携についてですけれども、すみません、年次行動計画をお見せするという考えはございませんでしたけれども、今年度全ての自治会長会に、私のほうが参加させていただいて、児童虐待のお話をさせていただきました。その中で、また今後もこのような活動は必要だと思いますので、行動計画のほうそのものをお示しするのも当然ですし、また、まとめたものでお話をさせていただいて、自治会長様たちからもこういった形で協力ができるとか、こういうふうにしたらいいんじゃないかとかいう声を直接いただいてきましたので、そういったことも、今年取り組んできて、成果として挙げられるんじゃないかと考えております。
○川上委員
　高校に入学しましたということで電話がかかってくる、それ以外のこともあるのではないかと思うんだけど、そういう小さな前進というか、その子どもにとってはもう小さくはないんですけど、物すごく大きいんですけど、一つ一つの前進を、一人一人の前進というか、人生を切り開く方向というのを大事にしたような事例というのを、もっと我々は共有したほうがいいんじゃないかと。この前向きの変化、積極的な方向への変化については、私としては、委員長報

告に盛り込んでもらいたいというふうにも思うぐらいです。
　次に、学校教育の現場でどうかということなんですけど、この間、学校教育法第１１条が校長などの管理職の下で子どもに対する懲戒権を認めているということについて、おかしいんじゃないかという趣旨の質問をしてきたわけですけれども、学校教育法第１１条について、民法旧第８２２条のように、見直しという点について、検討は始まっているか、お尋ねをします。
○学校教育課長
　民法の懲戒権につきましては、先ほども答弁がございましたが、保護者が児童虐待を正当化する口実に利用したり、しつけと称して懲らしめ等を行う。そういったことをしないように、民法改正され、削除されたものだというふうに認識します。学校教育法の懲戒につきましても、平成２５年の文科省の通知のほうで、通知をされておりますが、懲戒と体罰、この辺りの区別が非常に難しいので、懲戒で体罰の区別について、より一層の理解を促していく、児童生徒の理解に基づく指導を行っていくことが重要であるというふうに考えております。懲戒のほうをなくすとかいう議論については、まだこちらのほうでは把握しておりません。
○川上委員
　この間の議論の中で、体罰と称して体罰をした例、懲戒として体罰をした例について、お聞きしたりしたこともあると思うんですけれども、この境目はどこにあるかというと、文部科学省の何か分かりにくいマニュアルがあったりしますけど、問題は懲戒を受けるべき行為、どういう懲戒を与えるかについて、みんなで話し合って決めるということではなくて、法律上、校長の権限に委ねられることになっているんですね。医者と相談したりもしないわけです。規定はないわけ。だから、学校教育法第１１条は現状において、規定そのものが問われると同時に、規定の中にある懲戒を容認する規定が問われるとともに、それが校長等の管理者に委ねられていると。それはその場合に該当しましたと。第１１条の発動に該当しましたとかいうのが校長一人で決められるということになっているのではないですか。それは校長にとっては責任が重過ぎますよね。これを解消するためには、先ほど紹介しました厚生労働省のほうで、体罰等によらない子育てのためにとかね、で、懲戒ならいいでしょうとか言ってないですよ。これは国連子どもの権利委員会の一般的意見第８号の定義に基づいてきているわけですけど、これが、日本の、我が国の小学校や中学校の門前で、ストップされてしまって、入っていけないわけ、この体罰禁止が。懲罰と名を変えれば、バケツも何キログラムまで持ったら、体罰になるのか、懲罰になるのか、教室から排除したり、みんなの前で叱責したりするのが、何になるのか、虐待にはなります。だからそういった問題があると思うんだけど、私は、全国で教育委員会ないし、自治体の長のところで、学校教育法第１１条について、国のほうで、文部科学省のほうで、やめようという検討があっているかどうか分からないということなのでしょうけど。全国のそういった関係者のほうから、もう大概でやめてくださいというような意見が上がっているかどうかは聞いていないですか。
○学校教育課長
　こちらのほう、インターネット等でもちょっと検索をしてみて調べてみたんですけど、現在把握している、そういった意見を具申したような自治体はないというふうに認識しております。
○川上委員
　学校現場で、校長がということかもしれませんけど、その下で、教師による体罰が行われ、懲戒という形で、体罰、虐待が行われている。現実は幾らでもありますね。つらい現実がありますよ。それで、皆さんも心を痛めてあると思います。全国の自治体で、もし、教育委員会ないし、市長のほうで、そういう声が上がらないということであれば、飯塚市から上げてはどうかというふうに思うわけです。学校教育法第１１条による体罰や懲戒が基本的に虐待ではないのかという捉え方なんですね。これは虐待問題を絶対許さないということで、３人の死亡事例との関係で、今調査しているわけですけど、この飯塚市から、一番に上げてしかるべきではな

いかと、現局面において。武井教育長、教育委員会として、しかるべき機関に対して、この学校教育法第１１条の懲戒について、もう削除してくださいというふうに、武井さんが教育長の間に、飯塚市の、言っていただくわけにいかないですか。
〇武井教育長
　虐待の問題に絡んで、議員のほうから学校での行き過ぎた懲戒が招く体罰について、いろいろご指摘をいただきました。おっしゃるように学校教育法第１１条で、懲戒はできるけれども、体罰は絶対あってはならないということで、文科省のほうも、学校教育課長が申していましたように、具体的な想定される事例等も挙げて、指導しております。私どもも当然、そういったものを学校で行われる生徒指導や教員の教育指導という中で、あってはならないということで、様々な機会に指導しているところでございます。ただ、少し思いますのは、学校教育法の施行規則第２６条の中にも、懲戒というのがありまして、これは、国のほうの状況は学校教育課長が申しましたように、私どもとしては、情報は得ていないんですが、委員がおっしゃるような国の検討は、その中で、学校というのは、学校教育法第１条という学校を広く捉えていまして、いわゆる事実行為としての懲戒と、法的行為としての懲戒、法的行為としての懲戒というのは、高校に行きますと、退学、停学とかいうのを校長はできますよね。そして訓告と、これは義務制でもできるのですけれども、そういった立てつけになっている関係なのかなとか、少し思うところがあります。いずれにしても、この中でも、懲戒というのは、先生方は当然子どもたちを指導する立場ですから。そういう合理的な指導は当然なされるべきですけれども、行き過ぎた叱責行為が体罰になるとか。あるいはもう第１１条で言いますような、例示されているようなもの、そういった体罰、こういったものは絶対にあってはならないと思っていますので、いずれにいたしましても、市の教育委員会としては体罰のない生徒指導、教育指導をこれからもしっかりやってまいりたいと思っております。
〇委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１１：０１
再開　１１：０９
　委員会を再開いたします。
〇川上委員
　学校教育法第１１条のことなんですけれども、福祉部のほうでこの学校教育法第１１条の懲戒に関して、我々が今、闘っている児童虐待防止との関係で、何か見解がありますか。
〇委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１１：１０
再開　１１：１１
　委員会を再開いたします。
〇子育て支援課長
　福祉部のほうから学校現場について、特にということはございません。
〇川上委員
　この半年ぐらいの間と思うけれども、学校教育法第１１条についての教育委員会に主に質問したことについて、福祉部の皆さんも児童虐待を許さないという立場の視点から、同じ部屋にいたんだから聞いているわけですね。実はこの児童虐待問題について、学校の中の問題、学校の外の問題という議論の仕方をしてきたけど、対象年齢が１８歳までということかもしれませんけど、子どもの人格、子どもは、学校にいるときの子ども、それ以外のときの子どもということはないわけで、憲法第１３条で、個人の尊重ということが、戦前の憲法と最も違うところはどこかと言われれば、そこなんですね。第１３条ですよ。そして、この間の３児童死亡事例

との関係でも、この福岡県との緊張関係ということも言ったことがありますけど、福祉部との関係で言えば、教育委員会との緊張関係というのも当然必要なんですね。それで、私は武井さんは、事実上、答弁しなかったけど、子どもを苦しめる学校教育法第１１条、先生を苦しめる学校教育法第１１条、そして親も苦しめる、それから懲戒を受けた子以外の子どもも苦しめる懲戒、学校の荒れにつながり、いじめ、不登校の原因にもなりかねない学校教育法第１１条について、現場を知る皆さん方がこの問題について、正しいと思っているのか、困ったもんだけど、運用に気をつけていくしかないというふうに思っているのか、それとも、ないほうがいいと思っておられるのか、この際、学校教育課長に、現場に近かったと思いますので、ちょっとお尋ねしたいと思いますが。

〇学校教育課長

第１１条につきましては、体罰につきましては、もう絶対これは許されません。肉体的苦痛を与えるものとして許されません。懲戒につきましては、施行規則第２６条にもございますとおり、学校の中で、子どもたち、もちろん、懲戒というふうに捉えられている、肉体的な苦痛を伴わないものの中にも、行き過ぎた指導であったりとか、子どもの人格を尊重していないような発言だったりとか、強過ぎる行為、行き過ぎた指導、そういったところで子どもを傷つける面もございますけど、ここで言われている懲戒というのが、子どもたちに対する注意だったりとか、叱責、それから、事例として挙げているものとしましては、宿題を忘れたときに宿題をちゃんとさせるとか、掃除をさぼった子にきちんとさせるとか、そういったものは、学校は集団生活ですので、中でそれを維持していくためには、どうしても必要なものもあるのかなというふうに私は捉えています。ただし、先ほど申し上げましたように、子どもの健全な成長にとって、子どもの人格を否定するような教師の行動だったりとか、言動だったりとかいうことは、それは許してはいけないことであるというふうに捉えております。

〇川上委員

「真空地帯」という映画とか見たことはあるでしょう。戦前の陸軍で、内務班というところがあって、そこだけではないけど、物すごいリンチがあっていますよね。それが苦しくて自殺した人もいるような展開だけど、法律では、陸軍の中でリンチは許さないと、規則でなっていても、あの状況でしょう。戦前と今の人権の問題とは違うということもあるかもしれないけど、法律のことを言っているわけですね。規則で禁止してもああなんですよ。最近では、自衛隊の施設の中とか、学校の中でも指摘されている。それ以外のところでもたくさんあります。人権が侵されるというのは。わざわざ学校教育法第１１条として、懲戒を、体罰は駄目だけど懲戒はよいという規定を入れなければならないのか。かつ、校長の権限で、校長の判断で、それをしていいということになっている学校教育法をまだ残さなければならないのか、まだというか残さないといけないのか。外す立場ですから、そういう言い方になりますけど。それで、子どもを育てる、体罰によらない、紙一重の懲戒によらない子どもの育て方というのはあるのではないかという世界の流れじゃないですか。先ほど、宿題を忘れた子に駄目だよというので、みんなが遊んでいるか何か分からないけど、あるいは放課後で帰っているか分からないときに、居残って宿題をさせるという行為が補習授業なのか、懲戒なのか、今、課長は懲戒として言われましたね。それは補習授業ではないんですか。でも、今おっしゃったでしょう、懲戒なんですね、現実の学校の中では。給食だって嫌いなものも残したいですよ。もうそれは、完食しましょうとかさ、それは懲戒なんですね。懲戒で食べるわけですから。そういう行為が、実は教育とか、懲戒の名によって、事実上、人権を侵し、辱めを与え、苦痛を与えるようなことになっていっているのではないか。これは世界の子どもの権利条約や権利に関わるものとの関係からいえば、私はもう著しく異常な事態だと。誰が声を上げるのかと、政治家が上げます。それから親が上げる、子が上げるというのもありますけど、要は教育の分野に直接携わる人たち、そして、３児童死亡事例が起きて、飯塚市が二度と再びという決意を固めている現場からこの

問題をしっかり捉えて、国に要求していくというのは重要ではないかと思います。
　最後にちょっとお聞きしますけど、宿題をしてこない子に宿題をさせるというのは懲罰なんですか。その子の学力向上のためなんですか。ちょっとお尋ねします。
○学校教育課長
　学校現場は様々な事例があって、その子の生活背景であったりとか、その子の今の状況であったりとか、発達段階であったりとか、そういったものがいろいろこう変わってきますので、その状況によって判断ということが大事だと思っております。先ほど宿題と申しましたのが、これは、懲戒ではないというのが、前日に出された宿題をやってきていないので、じゃあ一緒にやろうねと言って、先生と一緒にやる。その子が出された同じものをやる。みんなが出されたものと同じものをやる。その子に課された課題を何とか片づけようねということで、保護者との了解を得て、残ってやったりとかいう場合もあると思います。それは懲戒ではないと思います。懲戒だと思うのは、この子は宿題を忘れた。だから、この宿題プラス、漢字を１００回とか、計算問題をたくさんほかの子にもたくさんさせるとか、こういった場合になったら、これは懲戒に当たってしまうのではないかなというふうに私は捉えています。
○川上委員
　懲戒に当たってしまうという言い方だったんだけど、懲戒禁止派なんですね、桑原先生は。歓迎です。そうなってくると、基礎学力を身につけさせるということと、懲罰との関係も分からなくなってきますね。だから、先ほど言ったように、誰々を苦しめ、誰々を苦しめる、誰々を苦しめる学校教育法第１１条は、まず廃止して、そして、子どもの成長過程には未熟なことがたくさんありますから、それは愛情を持って、学校現場で言えば、基礎学力の向上と心と知恵と体と結びつく形で、愛情を持って育てていくということであって、懲戒だけを法律で規定して、わざわざ施行規則第２６条で、体罰とは分けるんです、みたいなことを言わなければならないような危ないものは、廃止したほうがいいと思います。
　それで、ちょっと最後要望にしておきたいと思いますけど、内部で検討してですね、教育長、学校教育法第１１条について、こういうことを議論した飯塚市だからこそ言えると、言わなければならないという役割を考えていただいて、しかるべき場で声を上げていっていただきたいというふうに思います。質問を終わります。これについての質問を終わります。
○委員長
　ほかに質疑はありませんか。
○江口委員
　まず、最初にちょっと資料をお願いしたいと思っています。子どもの貧困対策推進計画について、資料の提出をお願いしたいと思っております。委員長において、お取り計らいください。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１１：２３
再開　１１：２６
　委員会を再開いたします。
○子育て支援課長
　子どもの貧困対策計画につきましては、本日、報告事項として、資料を既に提出しております。
○江口委員
　ありがとうございます。ちょっと後で触れたいと思っております。
　まず最初に、３児の死亡事件、３児の殺害事件があって以降、飯塚では対策を講じてきたわけですが、ただ、その片一方でも、事件の報道があっています。直近では２件、事件の報道があったと思うわけですが、その事件の概要及びそれに対する対応について、お聞かせいただけ

ますか。
○子育て支援課長
　今回の報道についてですけれども、個人情報の観点がございますので、新聞報道以上のことはお話できませんけれども、２件について、まず１件が、令和４年１１月２６日の深夜に、父親が２歳の長男の顔をたたき、ベッドで体を転がし、壁にぶつけたということで、虐待・暴行の疑いで、３５歳の父親が逮捕されているものです。もう一件が最近になりますけど、令和５年１月末ですが、５歳の三男、男児の腹部を複数回蹴ったということで、３１歳の父親が逮捕されたというところでございます。市の対応といたしましては、こちらについては、市のほうでも支援を行っている世帯ではございますので、今後も継続して支援を行っていくということで、児相と連絡を取りながら、支援しているところでございます。
○江口委員
　以前でもこういった事件の報道があったときには、実はこれはこういう報道がありましたと、こういうふうに対応しておりますというな形で、福祉文教委員の方々には連絡があったりしていたんですが、最近はそういった形がなくなってきたように思います。その部分に関しては、再度どうするのか考えていただきたいと思っています。
　この事件についてなんですけれど、今、お話の中では、もともと支援を行っている家庭というお話がございました。そこでまたこうやって事件が起きているわけなんですが、その要因というか、事件が起きないようにとか、虐待が起きないように支援を行っていたわけでしょう。そうですよね。そこでまたこうやって事件が起きているわけなんですが、そこに対しては、どのように、どういった要因があって、このようになったのか。その点はどう考えておられますか。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１１：２９
再開　１１：３０
　委員会を再開いたします。
○子育て支援課長
　今回、父親が振るった暴力ですけれども、報道等にもありますように、子どもさんがちょっとぐずったとか、そういったことで、衝動的に父親が暴力を振るったということで報道されております。それについては、警察が調べていることだと思いますけれども、どのような支援を行ってきたのか、この家庭がどういった家庭であったのか等につきましては、申し訳ございませんが、この場ではお話しすることができません。
○江口委員
　どういう家庭だったとか、そこはいいんだけれど、実際に、事件が起きないように支援を行ったわけですよね。ところが、起きてしまったわけです。その支援が届いていないのか、どうなんでしょうね。
○子育て支援課長
　支援の方法につきましては、家族構成だったり、飯塚市での生活の拠点の状況等、そういったことにも関係してまいりますので、申し上げることが、ここではできませんけれども、この子どもさんとその保護者と飯塚市の相談員等は面談を行いながら、こういったことが起きないような支援というものは行っておりました。
○江口委員
　現実に事件が起きているわけですよ。確かに個人情報に配慮する必要があるはあるんですけれど、かといって今のような話の仕方をされると何ら進展はないんですよね。両方とも父親がというふうな話でした。それで、衝動的に起きた事件だという話でございますが、では、その

父親に対して、その父親は市でも支援を行っているご家庭というふうな形ですが、以前にも父親からの身体的虐待はあった事例なんでしょうか。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１１：３４
再開　１１：３４
　委員会を再開いたします。
○子育て支援課長
　父親からの暴力等を含めて、飯塚市、児童相談所等との情報共有の中で把握はしておりましたけれども、それ以上のことについては、この場では報告は差し控えさせていただきます。ただし、飯塚市といたしましては、養育者の負担を減らすために訪問を行い、話を聞き、支援を行う。それしか行うことはできないんですけれども、また、その中で連絡を入れ過ぎると、それが保護者が、市が連絡することでまた逆にいらいらを招いて、子どもに害が及ぶ、そういったケースもございます。そういったものを考慮しながら、飯塚市としては、そういった家庭の保護者と話をして、体罰は当然いけないということは保護者も分かっているところなんですけれども、そのような衝動的な行動に出ないようにということは常日頃から行っております。ただ、この家庭についてのそれ以上の情報については、申し訳ございませんけれども、こちらでお話しすることは差し控えさせていただきます。
○江口委員
　父親からの暴力も含めて把握をしていたというふうな今お話だったかと思うんですけれど、両方ともの案件に関しては、父親からの暴力については把握をしていたということでよろしいんですかね。
○子育て支援課長
　すみません。特定なものとして、個人の情報になりますので、またこういうケースの場合、警察が、記載しているように、通告が複数回あったと新聞等でありますとおり、そういったことは市も当然つかんでいる情報であるということだけ述べさせていただきます。
○江口委員
　両方とも複数回通報があって、市としても把握をしていたというふうなことでよろしいですか。
○子育て支援課長
　報道にあるとおり、複数回通告があっていたということは、飯塚市のほうでも把握しております。（発言する者あり）両方についてのことです。
○江口委員
　お聞きしたいんですけれど、そういった父親に対しての、駄目だよというのを指導するのもそうですし、それは虐待ですよという、きちんと伝えるのもそうだけれど、片一方で、じゃあそれを起こさないための支援をやる必要があると思うんですが、例えば、カウンセリングであったりとか、何らかのプログラムを受講していただくとかいうこともあったりするんですけれど、この父親については、そういったものはなされていたのかどうか、お聞かせいただけますか。
○子育て支援課長
　それは飯塚市のほうでは把握しておりません。
○江口委員
　把握してないということは、市としては行っていないということでよろしいですか。
○子育て支援課長
　今、質問委員がおっしゃっていたような保護者に対するカウンセリング等は児童相談所のほ

うが行うことになっておりまして、市のほうで特別なカウンセリングやプログラムを受けていただくといったことはございません。
○江口委員
　そこに関しては、市の仕事ではないというふうな理解ということですかね。
○子育て支援課長
　市の仕事ではないということではなく、市が行っている支援の中には入っていませんので、そういったものが必要であれば、児童相談所と相談をしながら、児童相談所がそういったことは行いますので、そういったものも含めて協議を行いながらやってきております。
○江口委員
　市としての支援メニューの中には入っていないということですね。
○子育て支援課長
　そのとおりでございます。
○江口委員
　児童相談所と相談してというふうな形なんですけれど、ケースっていっぱいあるわけですよね。その中で、軽易な事例についてはどちらかというと市町村が持って、ハードケースに関しては児童相談所が持つというふうなのが一般的であると思うわけですね。その中で、やはり、先手、先手を打とうと考えると、そういったプログラムを準備しておくというのは、必要があると思うんだけれど、そこに対しては今までどういった協議をされてきたんでしょうか。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１１：４０
再開　１１：４１
　委員会を再開いたします。
○子育て支援課長
　今現在まで、市のほうでそういった保護者等に対するプログラムをつくろうという話はあっておりません。といいますのも、県のほうはそういったプログラムはしっかりしたものがございますので、必要があれば、県のほうを通じてそちらのほうを紹介していただくと、また、市のほうは強制権がありませんので、市のほうで行えることといえば、そういう保護者の方々とお話をするというところで、必要があれば、県の児童相談所のほうに協力を願って、対応していくという形でやっております。
○江口委員
　先ほど報告の中で１７０世帯ぐらいありましたよね。１２月末で１７０世帯、飯塚市の要対協で支援しているケースがあるというお話でした。その中で、そういった暴力を起こさないための支援プログラムについて、児相のほうに相談して結構ですよ。これをやっていただくようにしたケースというのは、どのぐらいあるんでしょうか。
○子育て支援課長
　すみません。そういった視点でカウントしたことがございませんので、数字は分かりません。
○江口委員
　ざっとでいいんだけれど、１７０世帯のうち１割ぐらいやっているんだと思っているんですかという、それとも、ほんの少し、二、三件はやったという記憶がありますとかいう、その辺りはいかがですか。
○子育て支援課長
　申し訳ございません。児童相談所と相談協議等を行うことはございますけど、それがどのようにつながったかということで、今現在、その数のほうの確認はできておりません。
○江口委員

ちょっと別の件をお聞きいたします。こういった事件が起きたとか、虐待の通告等々に対しての対応に関して早期発見対応指針、前回、指摘させていただいた等々も含めながら、分厚くしていただいたことについては感謝したいと思うんですが、片一方で、これが本当にうまく動くんだろうかという気になる点もあるんです。早期発見対応指針で通告先が書いてありますよね。現実に、近隣の方だったりとか、親族だったりとかが、これはまずいと思って連絡をしようとする。連絡をするのが、何も役所の開庁時間ではないことはままあるわけですよ。夜間・休日に起きることもあるわけです。そのときには、飯塚市としてはどのような対応になりますか。

○子育て支援課長

夜間につきましては、児童相談所の虐待対応ダイヤル「１８９」のほうにお電話いただくように周知をしております。

○江口委員

とはいえ、周知しておりますとはいえ、そんなに目立つようになっているのでしょうか。どうなんでしょう、というのが一点。どこにと思ったときに、ぱっと思い浮かぶのは市へ連絡しようというのと、あと児相に連絡しようというのと、あと警察に連絡しようという、その３つだと思うんです。それで、市に電話がありましたとなると、そのときの対応はどうなりますか。もう電話を受けたところの宿直が受けるのかもしれませんが、宿直のほうで、すみません、これは今ちょうど役所は閉庁時間中ですので、児童相談所の電話番号はこちらですので、そちらのほうへかけてくださいというご案内になるのでしょうか。

○子育て支援課長

１７時１５分以降でありましても、市の職員が職場にいる時間帯でありましたら、通告等ありましたら、その場でお話を聞いて対応いたしますし、もし宿直等が受けた場合は、子育て支援課のほうに連絡が来るようになっております。また、すぐ分かるようにというお話ですけれども、市のほうで１１月に、先ほどもちょっと申し上げましたけれど全戸配付したチラシ等も配っておりますけれど、そちらのほうでは、２４時間対応で、「１８９」という番号のほうを大きく示して、市民の方にも分かりやすくお知らせをしているところでございます。

○江口委員

ということは、市としても対応していただけるということですよね。今、お話では、宿直のほうから支援課の職員へ在庁していたらそちらに連絡が入るし、そうでなくても連絡が入るという理解でよろしいですかね。

○子育て支援課長

連絡が来るようになっております。また内容によって対応、また児童相談所のほうがいいと判断した場合には、市のほうから児童相談所のほうにまた連絡をすることになるかとは思いますけれども、対応はいたしております。

○江口委員

どうしても虐待に関しては早期に現状確認をしなくてはならない。条例の中でも４８時間以内にというふうに書き込んでおりますし、そういった形で動いていただいていると思っているんですけれど、そういった形で、現状確認、子どもの安全を確認しに行くというのは、ケースとしては、大体月にどのぐらいあるんでしょうか。

○子育て支援課長

４８時間以内の安否確認ということで動く回数は、１日１件あるかないかぐらいだと思います。といいますのも、虐待の報告があった場合、保育施設だったり、学校等とかからの連絡が多いですので、その場合は、子どもさんの確認は学校等で確認ができておりますので、市の担当者が行くというのは１日１件あるかないかというふうに感じております。

○江口委員

でも１日１件あるかないかということは、かなりの頻度ですよね。そうやって確認する中で、その後の支援につながると思うんですけど、その確認のところで、つい先日、こういった話をお聞きしました。近隣の子どもから相談されたんだけれど、相談されてどうしようと思いながら児童相談所へ電話したんだと。そうすると、そういったことなんですね、大変ですねといった中で、ただその後に、児童相談所から返ってきた言葉は、警察へ電話していただけますかということだったそうです。それをお聞きして、本当にと思ったんです。今、課長のお話では、市のほうに連絡がありましたと、それを確認する中で、児童相談所のほうが適当だと思えば児童相談所のほうへ連絡をして対応していただきますとお話がありました。当然ながら、一時的に通報を受けたところがそうやって対応するべきだと思うんですけれど、その方のケースは、その方が警察へ連絡をしてくださいということを児童相談所から言われたということなんですけれど、現実にこういったことというのは、お聞きしたりされますか。また、その対応としてはどう考えますか。

〇子育て支援課長

その児童相談所に相談された内容が私どもは分かりませんので、それがどのようであったかという判断はつきかねますけれども、命の危険がある場合などは１１０番するようにというアドバイスを与えることは、市のほうでも行っておりますし、ケースバイケースではないかと思われます。

〇江口委員

アドバイスするんだったら、市の受けたところがそのまま警察へ連絡すればいいと思うんですよね。どうなんでしょうね。そういったことを含めて、早期発見対応指針には、夜間休日についての対応についても書き込むべきだと思うんです。これを見る限りでは、現実にそこら辺に関しては書かれておりません。その点はいかがでしょうか。

〇子育て支援課長

ご意見ありがとうございます。６ページの通告先のほうに、時間帯等も含めたところで記載したいと考えております。

〇江口委員

時間帯を書き加えるだけではなく、そういった時に、連絡があったときにどう対応するというのも含めて書いていただきたいし、そこについては、通報を受けたところが必要と思われる機関につなげる、そうではないと子どもは守れないと思っております。

この早期発見対応指針なんですけれど、３ページに、虐待発見のポイントとあるんですね。「不自然さこそ最も重要なサイン」というのがあって、５点あるんです。これはしっかり書いてあるなと思って見ていたんですけれど、下の３つ、表情、行動、外見。無表情であったり、おびえであったりとか、落ち着きのなさ、顔色を伺ったりとか、そわそわしたり、多動であったりとか、奇妙な親子関係、言行の不一致、不潔な衣服、成長の遅れ等々、これはまさに虐待発見のポイントだと思うわけですが、ただ片一方で、ここでこんなことあるよねと思ったのに、それが支援に結びついていないのではないかということをお聞きすることがあるんです。前もご紹介をしたことがあるかもしれませんけれど、制服がないから学校に行けない不登校の子どもがいたり、水着が買えなくて、夏のプールの授業に参加できない子どもがいたりという話を紹介したことがあるかもしれません。そういったことをお聞きしたことがございます。そういったことがあってはならないと思うんですね。なおかつ食事を満足に取れずに、十分に育つことができない子どももおられるわけです。で、そこに対してやはりきちんとやらなくてはいけないというのは、虐待の大きな要因の一つに、貧困があるわけですよね。子どもの７人に１人が貧困状況にあるというのが、数年前に言われているわけですが、そしてやっと貧困対策推進計画ができようとしています。資料としても出していただいているんですが、この前の委員会でもお話しさせていただきましたけれど、貧困の対策を取りまとめているこの計画が、残念な

がらお金のところが全くないわけです。その中で、本当に要因としては、大きな一つと言われている貧困が、この計画で改善するのかどうか。その点は市としてはどう考えておられますか。
〇子育て支援課長
　予算のことがないというご意見でございますけれども、後ほど説明はいたしますけれども、貧困の計画の中、１６８ページ以降には各施策をいろいろ盛り込んでおります。こちらの施策には当然お金がかかるものもございます。そういったものでは、予算そのものというものは、当然事業規模や年間の予算等の組立等がございますので、計画に予算そのものというものはございませんけれども、きちんとした対策を、お金のかかる対策等も行っているものと思っております。またこの計画に上げている施策、こういったものを組み合わせていくことで、そのような方々の支援・対策につながるのではないかというふうに考えながら計画を策定したものでございます。
〇江口委員
　この施策で、子どもの取り巻く貧困の状況はどのぐらい改善するんでしょうね。
〇子育て支援課長
　貧困については、その要因は様々なものがあると考えております。さっきも申し上げました様々な施策、一本のこれをやれば、子どもの貧困が解決できるというような特効薬は、申し訳ございません、私どもでは思いついていないのが現状でございます。そのために、様々な手だてとして、こちらの施策のほうを集め、計画の中で組み立て、その中で、また今後さらにこういったところが必要ではないかなどという協議がさらに進んでいくものというふうに捉えております。
〇江口委員
　一本のやつでできないのは、そのとおりですよ。だから、現状を調べて、調査をして、それに対する対策を立てるわけですよね。それがこの貧困対策推進計画でなくてはならないと思うんですけれど、本当にこれで十分なんでしょうか。現実に先ほどお話ししたようなお子様たちは救われるんだろうか。水着がないから水泳の授業に参加できない。制服がないから学校に行けない子どもたちを救えるんでしょうか。フードバンクの活動とかもあっておりますし、私が参加している団体でも９月と先月に食材の支援を行いました。ＳＯＳというか、申し込まれた方々の状況でも、やはり本当に厳しいんだ、食材が１週間分ないんだという方々がやはり複数おられるわけです。もう少しというか、先ほど川上委員の発言にもあったんだけれど、覚悟をはっきり示すべきだと思っています。３児死亡事件が起きた、殺害事件が起きた。篠栗では、餓死事件が起きている。子どもの満足な育ちを考えるときに、この貧困の状況というのは、何とかして早急に解決すべき問題だと思っています。そうしたら、これだけの計画をつくってくれたんだ。これだったら安心だねと思えるようでないと。今までは計画がなく、ばらばらだった部分をまとめて見られるようになったというのは一つの前進かもしれませんけれど、今やっていることをまとめただけだったら、改善というのはそんなに大きくは見込めないわけです。これは案という形なので、まだ決定までは時間があるかと思いますが、本当にこの貧困対策推進計画、改めてしっかり見直していただきたい。市の覚悟というか、市がちゃんと子どもを守るんだと、子育て世帯をしっかり支援するんだという、覚悟がしっかり示され、行動が担保できるような計画とさせていただきたいと思っています。
〇委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１２：０２
再開　１３：０５
　委員会を再開いたします。
〇江口委員

午前中に子どもの貧困対策推進計画についてお聞きいたしました。昼休みの中で、改めて考えたんですけれど、先ほどお話ししたような、実際に困っておられる子どもだったりとか、家庭とかが、現実にあるわけです。そういうことを考えると、計画に盛り込む、盛り込まないは置いておいても、その状況に対して真摯に考え、解決策を提示し、実行していく、そういった覚悟は、市には求められるんだと思っていますし、それがないと亡くなった３人の子どもさんは浮かばれないし、これから以降も同様な事件が起きるかもしれない。予算については別物なんでとかね、予算が審議されていない中でお金の話はできないという意見がある一方で、例えば国のほうを見ると、予算は決まっていないんだけれど、防衛費であったりとか、子育て支援だったりとか、そういったところに関しては、きちんとやろうという覚悟の下に、ここまで積みますよ、だったりとか、子育て関連の予算でも将来的に倍増したいと意思ははっきり示されているわけです。将来を担う子どもを守るための計画並びに現実の支援に対しては、しっかりとした覚悟を持ってやっていただきたい。本来であれば、これは政治マターですので、市長が答えるべきこと、市長に答えていただくべきところなんだけれど、残念ながら今日も市長はおられない。副市長、その点はしっかりと、市として子どもを守ることにしっかりと全力を尽くす、実行していく、そのことをお約束いただけますか。

〇久世副市長

これは午前中、ご質問等いただいた中でも、私、答弁させていただきましたけども、子どもは当然、地域の宝でございます。また、今回、この貧困対策の中のデータ等も御覧いただければ、ご理解いただけると思うんですが、質問委員が言われるように、非常に現実は厳しいものがございます。これは私どもも把握はいたしております。今後、そういった形の克服をしていくような施策なり、予算の組立等について、みんなで知恵を絞って、鋭意検討していきたいと考えておるところでございます。

〇江口委員

ごめんなさい、せっかくの答弁なんだけれど、申し訳ないけれど、検討だけでは困るんですよ。検討した上で、必要なことはしっかりやっていただく。いかがですか。

〇久世副市長

当然この課題につきましては、検討したけれども何もしませんなんていう話は、これは絶対ならないわけで、それなりの施策等について実行していきたいと考えております。

〇委員長

ほかに質疑はありませんか。

〇吉松委員

委員長にお願いをいたします。

本委員会に特別付託を受けております「児童虐待防止に向けた取り組みについて」は、これまで執行部から、「飯塚市子どもの虐待防止対策年次行動計画の実施状況」や「飯塚市３児童死亡事例検証報告書を受けての児童虐待防止庁内連携会議（内部検証）」などの報告を受け、審査してまいりました。

この間、執行部においては、子ども家庭総合支援拠点の設置に伴う子ども・子育て関連業務体制の整備、「飯塚市要保護児童対策地域協議会」の組織体制の見直しや要綱、マニュアルの改正、「早期発見対応指針」、「保護及び支援を行うための指針」の改正、子どもに接する職員を対象とした児童虐待の早期発見に向けた研修を実施するなど、児童虐待防止に向けて努力されてこられたことは評価すべきものと考えます。

今後は、児童相談所を初めとする関係機関との連携・情報共有について引き続き調査研究を行い、今以上に連携・情報共有がうまくいくような仕組みづくりを検討するなど、二度と痛ましい事件が起こらないよう、児童虐待防止のためにさらなる努力をしていただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らい

をお願いいたします。
○委員長
　ただいま吉松委員から本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありましたが、本日、調査終了についてお諮りするということでよろしいでしょうか。
（　異議なし　）
　それではそのように取り計らいさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
　質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。
（　な　　し　）
　討論を終結いたします。採決いたします。「児童虐待防止に向けた取り組みについて」は、調査終了とすることにご異議ありませんか。
（　異議なし　）
　ご異議なしと認めます。よって本件は、調査終了とすることに決定いたしました。
　次に、「ＩＣＴ教育について」を議題といたします。提出資料について、執行部の説明を求めます。
○学校教育課長
　ＩＣＴ教育につきまして、説明をさせていただきます。「ＩＣＴ教育推進の取組み」、「取組みの成果と課題」、「今後の取組み」につきまして、資料を提出させていただいております。
　まず、「ＩＣＴ教育推進の取組みについて」でございます。資料の１ページは、令和２年度から令和４年度までのＩＣＴ環境の整備状況、主な取組を簡単にまとめたものでございます。
　令和２年度に、国の動向を受け、学校内のＬＡＮ整備や１人１台の学習用タブレット端末、充電保管庫等を整備いたしました。
　１人１台の学習用タブレット端末の整備に伴い、ＧＩＧＡスクールサポーター１５名を令和２年１１月から令和３年３月まで配置し、各学校において、機器の初期設定、操作支援、校内研修の実施等を行いました。また、ＩＣＴ教育の取組を知っていただき、理解を深めていただくため、保護者向けの「ＧＩＧＡスクール通信」の発行を開始いたしました。
　令和３年度には、学校教育課にＩＣＴ推進室が設置され、引き続き電子黒板等の整備を行い、学校の通信環境の状況調査や改善等を実施いたしました。取組につきましては、１人１台の学習用タブレット端末の運用が開始され、それに伴いましてＩＣＴ研究指導員の配置を令和３年度から、３名から７名に増員いたしております。
　また、令和３年６月からモバイルルータの家庭への貸出しを開始し、学習用タブレット端末の家庭学習での活用ができるようになり、９月には新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を踏まえ、全ての市立小中学校でオンライン学習を実施いたしました。
　令和４年度は、小中学校の特別教室の電子黒板と授業配信等のオンライン学習用のタブレット端末を各教室に１台整備いたしました。夏季休業期間中には、校内一斉のオンライン学習を全ての小中学校で実施し、学校、児童クラブ、各家庭の通信状況や実態を確認・把握することができ、オンライン学習の取組が一歩前進できたと考えております。
　次に、資料２ページ「ＩＣＴ教育推進の取組みの情報発信について」でございます。市や学校のＩＣＴ教育の取組を保護者の皆さんに知っていただくため、保護者向けの「ＧＩＧＡスクール通信」を発行しております。資料は、その発行状況と内容の一覧でございます。概ね１月に１回、発行いたしておりますが、例えば、５号は８月に発行しておりますが、夏休み期間中に家庭学習で学習用タブレット端末、クロームブックと申しますが、こちらを使う際に気をつけていただきたい内容にしており、伝えたい内容や時期、状況などに応じて発行しております。
　また、１０号の「飯塚市内の５年生　１，１７９名による合同授業！！」や１３号の「ＩＣ

Ｔを活用した授業！！　～オンライン学習編～」などのように、これまでと違う授業や新しい取組などを紹介しております。なお、保護者の皆さんへの配付だけでなく、多くの皆さんに知っていただくため、市のホームページにも掲載しております。

続いて、資料３ページから５ページ、こちらは教員向けの「ＧＩＧＡ通信」の発行状況と内容でございます。これまで５０号発行しておりまして、２号、３号、４号のアプリの使い方や、１０号の学校の実践、１８号の校務の効率化の紹介など、教員の実践やＩＣＴ活用のヒントとなるよう内容を工夫して発行しております。なお、教員がマニュアルとして活用できるように、学校間共有フォルダやＧｏｏｇｌｅドライブに保存し、全ての教員が閲覧できるようにしております。

次に、資料６ページをお願いいたします。

これまでの取組の成果と課題について、ご説明いたします。

成果につきましては、教員も児童生徒もＩＣＴ活用の機会が増えたことにより、操作スキルの向上が見られます。

また、学習面においては、児童生徒が主体的に取り組もうとする姿や、意見交換が活発になるなど、学習意欲の向上が見られます。

教員においては、ＩＣＴ活用の実践を積み重ねることで、個別最適な学びと協働的な学びが一体的に進むことを実感できております。

また、校務につきましても、文部科学省が示すＩＣＴ活用の実践事例等を参考にしながら、効率化や業務改善に取り組んでおり、効率的になったことを教員が実感できる事例も増えてまいりました。教員が実感することで、今後の効率化の取り組みも進んでいくと考えております。

続いて課題でございます。児童生徒につきましては、情報モラルを含む情報活用能力の育成が重要と考えております。

教員におきましては、ＩＣＴ活用や情報モラルの指導だけではなく、校務にＩＣＴを活用できることも必要であると考えております。

また、ＩＣＴ環境の整備面においては、学習用タブレット端末の更新における時期や方法、予算確保が大きな課題と考えております。

最後に、資料７ページをお願いいたします。

「今後の取組みについて」でございますが、教育ＤＸを目指して、さらなるＩＣＴ教育の推進を図りたいと考えております。

目指すものとしましては、児童生徒については、情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力である「情報活用能力」の育成と、デジタルの強みを最大限に活用し、一人一人の理解状況や能力、適正に合わせて、誰もが自分らしく学ぶことができる個別最適な学びの実現を目指します。

教員におきましては、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に生かしていくＩＣＴ活用指導力の向上を目指します。また、教員の心と時間の余裕を確保するために、ＩＣＴを活用した業務の効率化と働き方改革を目指します。最後に、教育委員会におきましては、児童生徒の学習意欲や、教員のＩＣＴ活用に挑戦しようとする熱意を阻害することがないよう、快適な環境整備と、迅速かつ確実な対応による学校への適切なサポートを目指したいと考えております。これらのことを実現するために、これまでの取組を継続しつつ、子どもたちが安全に、そして楽しく学習できるよう、また、教員が心身ともに健康で生き生きと働くことができるよう、ＩＣＴ教育の推進に取り組みたいと考えております。

資料の説明につきましては、以上でございます。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありませんか。

○川上委員
　ＩＣＴ教育については、市内の学校の中でモデル校を設置しましたね。どこでしたでしょうか。
○学校教育課長
　３校設定しております。幸袋小学校、幸袋中学校、上穂波小学校となります。
○川上委員
　そこをモデル校に設定した理由は何だったでしょうか。
○学校教育課長
　幸袋小学校、幸袋中学校、上穂波小学校につきましては、以前からＩＣＴについて、自主的に研究を進められておりまして、その前の段階で、そのような研究成果もございましたので、引き続きというふうに考えて実施をしております。
○川上委員
　広域的な交流会が行われたと思いますけれども、そこでもモデル校が発表しましたかね。
○学校教育課長
　発表会がございました。
○川上委員
　３校が全て発表したわけですか。
○学校教育課長
　研究発表会を実施しております。
○川上委員
　そこで、その３校についてモデル設定をしたんだけれども、特徴的な成果について、それぞれの小学校、中学校について、こういう特別な成果があったと、特徴的な成果があったということがありますでしょうか。
○学校教育課長
　それぞれ各学校３校とも研究主題のほうを設定しまして、実施をしております。幸袋小学校におきましては、主体的に学び、自分の考えを豊かに表現できる児童の育成、上穂波小学校につきましては、個別最適、協働的な学びを実現する授業改善、業務効率化の在り方、幸袋中学校につきましては、問題解決に向けて、タブレット端末を駆使する児童生徒の育成というふうに設定をしておりまして、それぞれ研究テーマを立てて仮説を立てまして、校内で研究授業等を行いまして、研究の成果と課題を検証しております。発表会におきまして、その研究の成果を市内の小中学校のほうに還元、公表するために、研究発表会を行っております。
○川上委員
　多分聞いている人はよく分からないと思うんですね。もう少し具体的な、例えばこういうことなんですというような形で、もう少し分かりやすく、お話があって聞けるとありがたいですが。
○学校教育課長
　例えば、上穂波小学校におきましては、この授業研究に取り組むことによりまして、子どもたちが協働してデジタルデータを使って、それぞれ子どもたちが持っている課題を自力解決する姿が見られるようになったであったり、教員のほうは授業構成、指導方法の新しいものをつくり上げ、教員の意識が高まったであったりとかいうことは、成果として挙げられます。
○川上委員
　幸袋小学校、幸袋中学校、上穂波小学校なんですけど、モデル校設定をして、モデル校ということは、何か特別なエネルギーを注いだということになりますでしょうか、外部から、あるいは内部で。
○学校教育課長

外部からということになりますと、タブレットを配るのを少し早めに行いまして、先行の研究をやっていただくということになります。ほかの学校も同じように配ったんですが、外部からということになりますと、学校教育課の指導主事等が指導に参りまして、各学校の実践について、ＩＣＴ推進室、それから指導係のほうが授業研究等の指導のほうをやっております。

○川上委員

今、聞いておりますと、何か特別なことはしていないように聞きましたけれど、そういう感じですか。ほかの学校と特別なエネルギーを注いだというのは、どれぐらいか分かりませんけど、タブレットなどを早めに子どもに渡したということぐらいなんですか。

○学校教育課長

あと、もう一点上げるとしましたら、ＩＣＴ教育の推進委員会というのを市のほうで、今後の市の方針であったりとか、体制の方向を考えていくときに、モデル校の校長先生方に入っていただいて、今後の在り方について検討するということを行っておりますので、先行して、その辺りも一緒に考えていただくということをやっております。

○川上委員

先ほどはモデル校の取組の特徴という聞き方をしたんですけど、モデル校の設定による成果というのは、何か整理がありますでしょうか。

○学校教育課長

そのモデル校のほうで、研究発表会等を行っていただいたことによりまして、市内の各学校にその成果を広めるということが一番の成果ではないかなと思っております。実践をたくさん積み上げていただいていますので、児童生徒がタブレット端末・電子黒板を使って、楽しく学習するための効果的な手だて、そちらのほうを構築できたのではないかと考えております。あとは教員のほうになりますが、ＩＣＴを活用することによって、会議のペーパーレスであったりとか、校務の効率化であったりとか、その辺りもモデル校が率先して研究していただいて、ほかの学校に広がってきておりまして、その辺りも、働き方改革につながるようなモデル校の実践の成果であるというふうに考えております。

○川上委員

よく分からない、今、お話を聞いている範囲では。ちょっと勉強します。

それで、私は、実はモデル校の設定については、いかがかというふうに申し上げたことがあるんですね。それはなぜかというと、モデル校ということで、子どもにも、それから現場の教員の方にも相対的に矛盾が集中するのではないかと心配したわけですね。そうした視点からの整理というのはされていないですか。

○学校教育課長

その辺りは、モデル校を指定させていただいて、今、申し上げましたように、特段、特別な何かを入れたわけでもございませんし、少し時期を早めたりとか、逆に指導主事等が入ってＩＣＴの活用の在り方について、授業の指導等をしていただいていますので、その辺りでは、学校のほうには有益なものであったのではないかなと思っております。負担が強いかといえば、私はそこまではなかったかなというふうに考えております。

○川上委員

モデル校は３校ということになったんですけど、うちもモデル校になりたいというふうに手を挙げた学校がありましたね。この３校以外はどこがありましたか。

○学校教育課長

小学校はそのほかに４校上げております。中学校も幸袋中学校のほかに３校上げております。全部で９校上がっております。

○川上委員

ここには、モデル校になることについての特別なメリットはないわけですよね、モデル校に

なる特別なメリットは。特別に支援が分厚くなるとか、先ほどの話を聞いていると。ありますか。
〇学校教育課長
　少し早めに入るということと、一番の学校にとってのメリットは、指導主事等が指導に入るというところが学校にとってはありがたいことではないかなと、メリットではないかなと思います。
〇川上委員
　そうすると今のお話だと、人的な体制がとれれば、３校以外にでもいろいろ支援のマンパワーというか、メンバーを配置することができたということなんですね、モデル校でなくても。そういう体制さえあれば、モデル校でなくてもみんなに支援をすることができたということなんですかね。
〇学校教育課長
　モデル校での実践を各学校に広めるという手法をとっておりますので、まずそこに指導に入りまして、授業の在り方等をつくり上げる。モデル校でないところにも要請があったところには、そんなに回数は多くありませんけど、学校の研究として行くようにはしておりますし、それを埋めるために研修会等を実施するようにしておりました。研修会で各学校に学習方法の在り方等、提示するようにということをとっておりました。
〇川上委員
　モデル校を設定するほどのことはなかったということなのか、あるいはモデル校を設定したために相当な成果が上がって、それを広げることができた。ちょっとそこのところをお尋ねしたいんですけど。私、質問の仕方が悪いんでしょうか。よく分からない。皆さんのほうはモデル校を設定してよかったというふうに確信を持っているわけですかね。
〇学校教育課長
　どうしても新しい領域でございますので、学校だけではなかなか難しい点がございますので、そういうふうにモデル校を設定して、市内全部に還元できるような内容をつくり上げるという点では、大変そこは成果があったと思いますし、モデル校がないと、なかなか難しいのかなというふうに考えます。
〇川上委員
　もともとＧＩＧＡスクールは、５か年程度の年次ごとに進めていこうという構想だったのを、新型コロナが感染流行し始めたということで、急げ急げと、国のほうが今年限りで補助金切るから、一気に買いそろえなさいと。全国でタブレットの品薄とかが起こって、早く渡ったのではなく、予定どおり渡ったのであって、それ以外のところは、国の集中的な補助金政策などがあって、結局、ほかのところが遅れたと。モデル校の設定について、そういうリーディング的なものがあったほうがいろいろいいというふうにおっしゃっていると思うけれども、もともとは年次ごとに整備し、そして、どの学校であろうとなかろうと、その学年、ないしその年度の分について、豊かな実践ができて、それを次年に引き継ぎ、そしてさらに次年に引き継いでいくと。是正するべきは是正するというようにいく方向性だったのが、国のそういう新型コロナを理由にした補助金、１年限りでもう切りますよと。だから飯塚市は幾ら使ったんですか、補助金。国から６億円、市が一般財源で６億円か。それぐらい使ったのではなかったですか。そういう流れの中でのこれだということなので、それしかなかったという捉え方ではなく、もともとという発想から言えば、もっと豊かな教育実践例が積み上げられたのではないかという面も考えたほうがいいのではないかというふうに思うわけです。それで、そういった視点から、このモデル校設定によるリーディング、その経験を広げていくということが、皆さん方にとっては余儀なくされたということかもしれないけど、もう少しそもそもという点から考えてみた場合、成果の捉え方、それから問題点、課題の捉え方はもう少し変わってくるのではないかと。

したがって私はこの資料７ページの図も、もう少し変わったものになっておったのではないかと思ったりもするわけです。それで、今後ではどうするのかということなんですけど、現場の教員の皆さんの研修、これをどう適切に行っていくのかということなんですけど、これについては、具体的には、今後どういうようなことをお考えなんでしょうか。
○学校教育課長
　本年度までの研修につきましては、県教委が主催する研修会としましては、基礎研修であったりとか、中核教員研修であったりとか、リーダー研修、市教委のほうで設定する研修もございます。あと、学校内での研修、ＩＣＴ研修を実施しているのがございます。今後につきましては、先生方は一定の３年がたちましたので、一定の活用等ができるようになっておりますので、先生方の感想等をとっておりますので、その辺り研修の実施方法につきましても、先生方が受けやすい、いろいろなステージの先生方に対応できるような研修のほう、なるべく負担がかからないように工夫して、先生方の身になるような研修を行っていきたいなというふうに思っております。
○川上委員
　研修といった場合、まず、今日は２点というふうに申し上げたいと思うんですけど、１点は、まず、このタブレットだとか、このＩＣＴの環境について、習得するという必要がありますでしょう。先生もよく分からないとか言っているようでは、先に進まないわけですから、これの研修が要るでしょう。同時に、それを使った、教育実践という点での、もともとの教育実践のこともあるんだけど、その上に、このＩＣＴでという意味合いでの教育実践、研修というと思うんだけど、この２点について、そういう捉え方で見た場合、今後は、どういうようなことが夏の長期休業中にやりますとか、あるいは週に１度ずつやるようにしていますとか、メインは担任の先生なんだろうと思いますけど、少し具体的なイメージがあれば、聞きたいわけです。
○委員長
　暫時休憩いたします。
休憩　１３：３９
再開　１３：４０
　委員会を再開いたします。
○学校教育課長
　研修につきましては、ツール等の使い方等も含めて、毎年の基礎研修というのを年度当初に、活用するアプリ等、基礎研修を行いまして、あと、先ほど、委員がおっしゃいました先生が他の授業でどういうふうに活用するかというところで、それが一番重要になってきますので、あまり時間をかけずに、先生方も対面でする研修とか、オンラインでする研修とか、オンデマンドでするような研修、自分が好きな時間に見られるという研修であったりとか、そういったものを計画しております。
○川上委員
　例えば、小学校の５年１組の担任の先生がいたとするでしょう。この先生は、年度当初に、ＩＣＴ機器環境を扱う基礎的な研修を受ける、それは何日ぐらい受けるんですか。
○学校教育課長
　毎年やっている分につきましては、半日研修になります。
○川上委員
　それから、授業の実践という点での研修というのは、どういう感じでやっていくんですか。
○学校教育課長
　指導主事のほうが、まずその内容について説明をしまして、その後、各学校でつくられた事例ですね、事例等を研修するような形。それから、うちの学校ではこんなふうに使っているよというような、交流、学校ごとの。そういったもので研修を組んでおります。

○川上委員
　それは現場の教員の皆さんに対する研修実施計画というのがつくられるんですね。
○学校教育課長
　そのとおりでございます。
○川上委員
　それはどういうふうにつくられますか。どこが素案をつくって、どこで決定するということになるんですかね。
○学校教育課長
　ＩＣＴ推進室のほうで計画を立てまして、学校のほうにそれを周知するという感じ。
○川上委員
　推進室でつくって、学校に周知徹底すると言われたのですかね。そうすると、現場の教員の皆さんの様々な悩みとか、よかったとかいうこともあると思うけど、要望とか、そういうのは、最近はどういうことがありますか。ちょっと代表的に言うと。
○学校教育課長
　現場からの要望としましては、運用が始まった当初につきましては、通信環境があまりうまくいかなかったりとか、管理方法等についての問合せや要望が多く寄せられておりました。あと、補償対応をどうすればいいかとかいうのは要望もありました。環境面以外としては、特にその要望は寄せられないんですけど、研修のときにアンケートを必ず実施します。アンケートをとります、先生方に。そのアンケートの中で、要望や意見などを聞いております。もちろん先ほど委員がおっしゃった研修時期についての要望等もございますし、グループ協議をもっとたくさんとってほしいとか、それから、対象がよく分かっている先生、得意な先生、苦手な先生がいらっしゃいますので、苦手な先生方に対する研修であったりとか、逆に応用的なものをやってほしいとか、いうような希望がございます。それで、時期につきましてはやはり一番、先生方の要望が強いのは年度当初、１学期と夏休みに実施してほしいという要望が出ております。
○川上委員
　そういう声とかアンケートで得たものをＩＣＴ推進室で整理をし、研修計画をつくっていくということなんでしょうけど、私は、研修計画をつくる、ＩＣＴ推進室がつくりますと、現場に周知徹底と決めれば、情報共有していかないといけないけど、決める過程で、今言ったアンケートをよく聞くとか、生の声を聞くとか、大事なんだけど、ＩＣＴ推進室が決める研修計画策定の段階で、現場の先生たちが参加して、素案の段階から意見が出せるようなシステムをつくるのは、有効なものをつくる上では、大事ではないかなというふうに今ちょっと思いましたね。
　それから、教員の働き方改革について、このＩＣＴ教育が逆行するようであれば、やりませんと言ったのが、前の学校教育課長の答弁だったと思いますけど、それを言うくらい教員の働き方改革と結びつけるということなんだけど、現実的には、ペーパーレスとかいうのがありましたけど、どういった点で合致しているのか。どういった点で、課題が残っているのか。例えば、昔は風呂敷残業とか言っていましたけど、最近はやってないと思いますけど、ＵＳＢ残業とか、そうしたことが生まれているとか、広がっているとか、そういうような事実はどうですか、把握するようにしていますか。
○学校教育課長
　残業につきましては、毎日、１年間、出退勤のシステムで、先生方の学校に来られた時間と、在校時間を確認しております。データ等の持ち出しは今禁止になっておりますので、在勤時間が、先生方の出勤時間というふうに捉えております。
○川上委員

学校の先生の勤務時間というのは、もう現実的にはあるのかないのか分からんような、朝は立つ、夕方は部活、夜帰ったら、やはり考えますよね、授業の中身を。寝ていても考えるぐらいだと思いますけど。しかし、きちんとした自己管理も要るし、管理者の管理も要るんだろうと思いますけど。それで、どうしてもやはりもともと大事なテーマが、今さっきおっしゃいました、個別最適な学びということがありますし、それから、協働的な学びというのがもともと重要なわけですけど、これがＩＣＴ教育の中で、どのように発展、実現されていくのかという点が大事と思いますけど、さっきおっしゃった個別最適なという学びですね。これについては、何か実践例としては、全体として実現している方向に向かっているんでしょうか。つまり、ＩＣＴ教育をするんだけど、内容については、辞書を開いてお互いに話をするとかいうようなことのほうが有効であったりしないのかね。何かそういったことがちょっと心配なんですけど、その辺は先ほどの発言の中からいうと、どういった魅力だとか、有効性があるのか、または成功をまだしていないのか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですけど。

〇学校教育課長

個別最適な学びの実現につきましては、現在、学習内容やその授業の狙いで、先ほど委員がおっしゃったように、辞書等を開いて、それぞれでというようなアナログの学習も必要だというふうに考えますし、逆にタブレットに入れたドリル等を使って、それぞれがそれぞれの進捗状況で、それぞれの課題に応じたもの、そこで活用できる、その子の深度に合ったものでできる、それを教員のほうも把握できるというところがございますので、その子に個別にあったものができるのではないかなというふうに考えております。そのほかに、１人でタブレットを持っていますので、調べ学習等を、それぞれの課題に応じたものを、できる。協働的な学びということで考えますと、個別に調べたものが、学級の中でみんなで話し合えるようなツールも入れておりますので、それぞれ一人一人の意見が必ず反映されるような授業の組み方も、紙に書いて黒板に貼るというような作業が、それが省かれますので、しなくてよくなりますので、時間の短縮にもつながりますし、その辺りで、授業改善のほうを目指して、個別最適で、協働的な学びのほうを実現したいなというふうに思っております。

〇川上委員

紙に書いて、貼るとかいう行為は、物すごく大事な行為だと、私は思ったりするんですけど。個別最適という点で言うと、例えばこれは電子ペンですよね。私たちはタブレットにこれで書くじゃないですか。カチカチ言って、性能のいいのはかなり書けます。カチカチ言って、ちょっと０．１秒ぐらいずれたりして、ついてくるわけですよね、線が。鉛筆で書いたらいけないのかなと思ったりするわけですよ。私は低学年の子がタブレットの宿題をやっているのを見たことがあるんですけど、漢字とか、平仮名とかをタブレットに書くんですね。あまり、見たところ立派と思えないような電子ペンなんで、きれいに字が書けないんですよ。もともと字を習う過程の子どもたちじゃないですか。書けない。はみ出る。普通でもはみ出るのに電子ペンですから。それで、やり直すときは、また消しゴムをピッとして消すでしょう。宿題をやっていますよ。だけど、なかなか漢字を覚えていく過程で、どういうふうにしたらいいのかなと、個別最適という、基礎学力という点からいっても、という難しさがあるなと思います。さらに、教室で集団的に先生を軸に勉強しているわけで、集団学習しているんだけど、協働的な子ども同士の学びとかあるじゃないですか。こういうのはなかなか難しくないかと思うんですよね。これについてのテーマというか、例えば、モデル校を設定したでしょう。協働的な学びの事例とかが、何か紹介していただけるようなことがありますか。

〇学校教育課長

具体的にはやっぱりツールですね、アプリのほうがいるんですけど、ロイロノートというのがございまして、子どもたちがそれぞれ意見を、それぞれ個人、個人である方に対して考えを持ちます。その考えをグループで話し合うというのが、タブレットでそれぞれ書いた考えを一

気にみんなでそれが見られるようになりますので、それを、自分の考えを説明したりとかしながら、グループで話合いをします。その後、またそれが全体の電子黒板に映るというようなことはできますので、その辺りはデジタルデータの活用をして、話合いが効率的に行えるというような事例がございます。

○川上委員

私も最近、市政報告会とか懇談会みたいなのがあるじゃないですか、あれにＺｏｏｍで参加することがあるんですけど、なかなか直接会話が成り立ったり、それから、データを共有して、これはあれだと、みんなで言い合ったりとかいうようなこともできたりして、あれなんだけど、私がここ最近経験したのは、１０人前後ぐらいなんですよ。それでもう、常時しゃべる人とかは四、五人ぐらいで、ほかの方はどうしているのかなと。参加しているのか、していないのか、よく分からないという感じなんです。これは大人の世界で自発的に参加しているものだからそれでいいんだけど、学校で３０人もいるようなクラスで、どういうふうにそれがなるのかなというのが、ちょっとイメージが湧かない。子どもたち３０人が、ずっとタブレットで顔が見える状況で、この子は集中しているのか、集中していないのか、お互いで子ども同士で話合いをしているとするでしょう。それに、参加できているのか、できていないのか。小グループ化しているところなんかは、どうなるんだろうとか思ったりするんですけど。何かそういうような難しさは、実践例として、報告とかあってないですか。

○学校教育課長

今、おっしゃったところでいけば、ある数名の児童生徒だけが参加するような授業というのは、結構授業の中でありがちなんですけど、今回こういったツール、タブレットに入っているアプリを使うことによって、それぞれ一人一人意見が出たのが、全部、黒板の中で教師がぱっと把握できるというよさがございますので、３０人分ばーっとこう出てきますので、グループの場合もありますけど、それを見て教師のほうが、この何とかさん、名前も書いていますんで、意見を求めてということで、話合いに参加するという点では、非常に効率的にできるかなというふうに思います。

○川上委員

私は大人でもできないこと、大人で１０人足らずでもできないことが、居場所がないみたいな、いるのか分からないというような状況が、私の経験の中ではあるので、３０人の子どもが協働的な学習をしているとか、一対一でもいいんですけど、先生が３０人の子どもをこの中で、本当に捉えられるのか。置き去りになる子が、相当いる状況になるのではないかという心配もするんですよ。こういう状況については、まだ、県教委のほうでも、ＩＣＴ活用は現在、試行錯誤の段階であることは事実と、去年の９月頃の認識いいですし、皆さんもそうだろうと思います。私も聞いてもよく分からない、現場で聞いても。でも、実体験から言えば先ほど言ったようなことで。だからみんなで学んで、みんなで成長していくという義務教育の考え方から言えば、基礎学力をしっかり身につけていくとかいう考え方から言えば、現瞬間でＩＣＴを主流にしていくということで言ってしまうと、教育のほかの課題もありますでしょう。そういうのも矛盾が大きくなっていく危険性があるのではないかと。

それで、副市長にも、教育長にもお話ししたいのは、せめて、取りあえず３５人ということになっていますけど、少人数学級を急速に進めていくと。これは国の仕事であり、県の仕事でありということかもしれないけど、市としても少人数化を進めていかないと、このＩＣＴ教育を生かしていくという点からいっても、難しさが残ると思うんだけど、このＩＣＴ教育推進と少人数学級化について、教育長、お考えがあれば、聞かせていただけませんか。

○武井教育長

まず、ＩＣＴ教育の推進につきまして、いろいろご指摘、ご意見をいただきましてありがとうございました。川上委員もおっしゃいましたように、一つは、大きくは、授業を改善してい

くことにつながる。もう一つは、今度は校務ですね、先生方の働く校務の改善につながるという、大きな内容をＩＣＴは可能性を持っているだろうと思います。その中で、子どもたちの分は委員はよく勉強されておられまして、個別最適な学び、そして、協働的な学びという観点で、国のほうもそれを一体的に進めているということで、そういう意味で３年間のモデル校、あるいはこの３年間の歩みの中で様々な実践を学校からいただいて、また、私どもは啓発の通信も出しましたけど、それをまた現場に返して、また生かしていただくという作業をやってきたところでございます。リアルな部分とデジタルの部分というのは、これはリアルのよさも当然ありますので、その辺の価値をしっかり見極めて融合させていくと。上穂波小学校は授業の結局子どもたちの資質能力を育成するために、やはり効果的であるということが非常に大事ですから、学校で論議されていたのは、面白かったのは、何でもかんでもＩＣＴにすればいいってものではないのではないかということで、サブテーマに、目的や意図に応じた、ちゃんと有効に使えるということを分かって、私たちは学校内で共有してやっていきましょうよという実践をされていたのが大変印象的でございました。そういった意味で、これからも、ＩＣＴ化教育のよさが十分に生かせるように推進していきたいと思いますし、３５人の少人数学級を国が昨年度からまた令和７年度まで、小学校６年生まで進めてこられました。なかなか、国の論議では、有効なエビデンスがないということで、文部科学省もなかなか予算が通らなかったというふうなことも聞いておりますけれども、現場あるいは教育委員会としては、きめ細かな学習指導や生徒指導を実現するという意味では非常に有効な手段と思っておりますので、令和７年までの小学校の３５人学級配置は大変期待を申し上げているところでございます。以上でございます。

〇委員長

暫時休憩いたします。

休憩　１４：０４

再開　１４：１３

委員会を再開いたします。

〇川上委員

先ほど、教育長の答弁の中で、少人数学級の有効性についてのエビデンスが国において得られていないというふうにおっしゃったと思います。それは何のことをおっしゃっているのかなというふうに思ったんですけど、既に国際的な比較等によって、少人数学級の有効性については、基礎学力のことだけではなくて、その有効性は証明済みですよね。エビデンスもあります。それにもかかわらず、教育長が言うように、我が国においては、その証拠が見つからないと、見当たらないということであれば、これは不思議なことですよ。飯塚市においても、旧頴田町において、教育特区ということで、キャリア教育だとか、それから英語とか、そういうこともあったと思うけど、２５人学級を実施して、そのほかの重大な問題もあったんだけど、少人数学級を実施することによって、それぞれの花が開いたという時期があるわけですよね。これについては、教育特区ということで、成果をまとめているはずなので、御覧になってもらってもいいと思うんですけど、私は、今共通の土台として、やはり少人数学級があって、この上に、この分野、この分野、この分野、そして、ＩＣＴがこうなのか、こうなのか、よく分からないところもありますけど、この少人数学級の中で花が開くのではないかと。また、そうでなければ難しい面が生じるかもしれないというふうにも思ったりするわけです。それで今、コロナの影響ではないか、その他の影響もあるのかといろいろ言われている学校をめぐる重大な課題に不登校生徒の急増がありますね。この不登校生徒にＩＣＴ環境を整えることによって、基礎学力を学ぶのに生かせないのかというような発想もあるかもしれません。しかし、先ほど少し述べましたけども、ＩＣＴ教育において、僕の居場所がないというようなことになって、それで子どもたちが何となく行きたくないというようなことにならないように、相当努力を、問題意識を持っておいたほうがいいと思います。この不登校の問題について逆転の発想かもしれませ

ん。皆さんの発想から言えば、この点について最後お尋ねしておきたいと思います。これは教育長がいいのか、学校教育課長がいいのか分かりませんけど、この不登校との関係で、お尋ねします、見解を。

○学校教育課長

不登校の児童生徒については、現在やっている取組になりますけど、タブレットのほうを配付しまして、授業のほうに参加できるような体制も整えております。もちろん家庭のほうにも、その子にも連絡をして、教師とつないで、授業に参加するというようなこともやっておりますし、ただ、嫌だというところにはもちろんそれはやっておりません。中には、顔を出す子どももいらっしゃいます。そのほかにドリル等も中にアプリを入れておりますので、それで学習を進めている児童生徒もいます。というような状況でございます。

○川上委員

その側面ともう一つのＩＣＴ教育の中で、僕の居場所がないというような、私の居場所がないというような、子どもがいないか、その動向についても注目して、ＩＣＴ教育はみんなが、どの子も伸びる、どの子も関われるというスタンスでいかないと、ＩＣＴ教育だけが学校の任務ではないと思うので、子どもたちがもう１日の大半を過ごす場所ですから、それは楽しく過ごせる、安全に過ごせる学校づくりという課題との関係からいっても大事なことに踏み出していて、それを、冒頭言いましたけど、順次と言っていたのを、一気にということになっていて、しかもモデル校までつくられて、状況によっては、子どもはたまらないということにならないのかという、そういうおそれの視点も持ちながら、取り組んでいくということは大事かなということを最後申し上げまして、質問を終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○江口委員

１点だけ。前回の委員会の中でも使用状況の調査について、お聞ききしていたかと思います。その中で、何らかの手段は別にして、調査をやりたいというふうな形でのご返答があっておりました。現状において、その結果は、その調査については、どうなっておりますでしょうか。

○学校教育課長

昨年、令和４年１１月に、児童生徒がルールを守って使うことができているかを把握するアンケートのほうを実施しております。アンケートは選択式でございまして、決められた時間や決まりを守ってタブレット端末を使うことができるという質問に対して、ほとんどできていないと回答したのが、１、２年生で２．４％、３、４年生で２．２％、５、６年生で３．４％、中学１年生から３年生で３．１％というふうになっております。こちらのほうは、学校のほうで委員会のほうで、もちろん作成したものですけど、ルールのほうを作成しておりまして、寝る１時間前は使わない、３０分に１度は遠くの景色を見るとか、正しい姿勢で、画面に近づかないとかいうようなルールをつくった上で、このルールに対してできていないか、できているかというふうに質問をしております。

続きまして、アンケートの調査で、子どもたちがどれだけ使っているかということを調べてくれという委員からのご意見がございました。使用状況の把握については、こちらのほうはグーグルのほうに提案を依頼しております。そちらのほうから回答がございましたが、現在の管理ツールではそれができないという回答が来ております。また、現在導入しております授業の支援ツール、こちらにつきましても調査をしましたが、現在の機能ではできないという回答がございました。その後、グーグル、それから、授業支援のツールの会社に使用状況が把握できるように機能の開発のほうを要望しているところでございます。

○江口委員

１１月１４日の委員会のことではあるんだけれど、そうやってアンケート調査をやっている

んだというお話がありました。だけれども、それでは、アンケート調査では実態が分からないので、以前から調べるべきだということを話していましたよねというふうな形をお話をしたら、グーグルに依頼をしているというのは出てきたんです。それに対して、それもありかもしれないんだけれど、現実に教師がチェックするのもありだよねというふうな形でお話をしました。その後に、どちらでもいいんだけれど、きちんとやっていただきたい、年度内にきちんとやっていただけるということでよろしいですかという話をしたときの課長の答弁は、今申し上げた方法で、グーグルのほうの検討事項も含めまして、どちらかの形で実施をいたします、一応しますというお答えだったんです。要は、手法は問わないんだけど、分からないんだけれど、現実に、その状況調査をやるという返事だったんだけれど、今の話だと、グーグルはできなかったと、別の会社にも頼んだんだけれど、そちらでもできないんだということですよね。結果として、使用状況の調査はできていないということですか。

○学校教育課長

機能のほうではないということでした。ただ、その前にも実施はしていたんですけど、１月に入りまして、それはもうできないということでしたので、アクセス時間の抽出を行っております。そちらのほうでチェックをしております。ただ、それではもう完全なチェックではございませんので、今後もＧｏｏｇｌｅ、それから有識者の方々に相談しながら、調査研究のほうはしてまいりたいと考えております。

○江口委員

そのアクセス時間のチェックではどういった結果になっておられますか。

○学校教育課長

今、抽出を行ってチェックをしているところでございます。まだ結果のほうは出ておりません。

○江口委員

今日が閉会中審査の最終日ではあるので、ＩＣＴ教育についても一旦は閉じる形になるかと思うんだけれど、開会中の委員会がもう一回ございます。ぜひ、そういった場で実際にこうやってチェックをしたんだと、こういう形でしたということを、報告をしていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩　１４：２５

再開　１４：２６

委員会を再開いたします。

○学校教育課長

委員会のほうで報告をさせていただきます。

○江口委員

よろしくお願いいたします。コロナがあって、ＩＣＴ教育についてはぐっと進んだ部分があるんですが、片一方では、それによる子どもの健康被害というふうな部分も出てきています。そういったことに関しての論評も多数ございます。ぜひそういった部分も合わせて、しっかりとチェックしながらやっていただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○吉松委員

委員長にお願いをいたします。

本委員会に特別付託を受けております「ＩＣＴ教育について」は、これまで執行部から、「ＩＣＴ教育に関するハード面の整備状況」、「学習用タブレット端末の活用状況」、「ＩＣ

Ｔ教育推進の取り組み」などの報告を受け、審査してまいりました。
この間、執行部においては、学習用タブレット端末を学校で利用する際の不安定なネットワーク環境を改善するため、ローカルブレークアウト方式を採用したこと、非常時に備え、小中学校と家庭や児童クラブをつないだオンライン学習を試行実施したことなど、ＩＣＴを活用した教育の推進に努力されてこられたことは評価すべきものと考えます。
今後は、児童生徒が安全安心に学習用タブレット端末を利用できるよう、利用状況が管理できる機能の導入やフィルタリング機能の充実について検討を行うなど、児童生徒のＩＣＴ教育の推進に尽力していただくことを要望いたしまして、本件については調査終了としていただきますよう、委員長においてお取り計らいをお願いいたします。
〇委員長
ただいま吉松委員から本件について、調査終了としてほしい旨の申出がありましたが、本日、調査終了についてお諮りするということでよろしいでしょうか。
（　異議なし　）
それではそのように取り計らいをさせていただきます。ほかに質疑はありませんか。
（　な　　し　）
質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。
（　討論なし　）
討論を終結いたします。採決いたします。ＩＣＴ教育については、調査終了とすることにご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、本件は、調査終了とすることに決定いたしました。
お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から２件について報告したい旨の申出があっております。報告を受けることに、ご異議ありませんか。
（　異議なし　）
ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。
「子どもの貧困対策推進計画の策定状況について」、報告を求めます。
〇子育て支援課長
改めまして、「飯塚市子どもの貧困対策推進計画」の策定状況について、ご報告いたします。
この貧困対策推進計画につきましては、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」にのっとり、子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることがなく、全ての子どもの健やかな育成と教育の保障がなされ、子ども一人一人が夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて策定するものでございます。
子どもの貧困対策を推進する施策につきましては、「第２期飯塚市子ども・子育て支援事業計画」においても多数盛り込まれており、また関連も深いことから、「子ども・子育て支援事業計画」と一体化したもの、具体的には、子ども・子育て支援事業計画の次の章に子どもの貧困対策推進計画を組み入れ、ひとつの冊子のイメージで策定することといたしました。
計画の期間は、「子ども・子育て支援事業計画」の期間に合わせるため、今回の計画は令和５年度から令和６年度までの２年間とし、令和７年度以降の計画につきましては、子ども・子育て支援事業計画と合わせて５年間として策定する予定としております。
この計画案を策定するに当たり、子ども子育て会議において、令和３年度から審議をいただいており、その過程でアンケート調査を実施し、令和４年１１月３０日に開催いたしました第３回子ども子育て会議において、この計画案が決定され、令和４年１２月２７日から令和５年１月２６日の期間で市民意見募集を実施いたしました。
それでは、計画案の内容について、ご説明いたします。
１１３ページを御覧ください。先ほど申し上げましたとおり、「子ども・子育て支援事業計

画」と合わせて、支援事業計画の第１章から第５章に続く章と構成したことにより、第６章から始まっておりますが、この章立てにつきましては、子ども・子育て支援事業計画を第１編とし、貧困対策計画を第２編として、第１章からすべきではないかというご意見をいただいておりますので、最終的にはそのような形で調整したいと考えております。

では、「第６章　計画策定にあたって」、こちらでは、計画の趣旨や背景、１１４ページからは国の動向、１２２ページからは県の動向、１２５ページからは計画の位置づけ、策定体制や計画期間などを掲載しております。

次に、１２７ページを御覧ください。「第７章　飯塚市の子どもの貧困の現状」では、統計データからみた飯塚市の現状、１４１ページからは令和３年１２月から４年２月にかけて実施したアンケート調査からみた現状、１６４ページにはこれらを踏まえた課題を掲載しております。

次に、１６５ページ、「第８章　計画の基本理念と基本的視点」では、この計画の基本的理念を掲載し、１６６ページでは、その理念の実現に向けた「教育支援」「生活支援」「就労支援」「経済的支援」の４つを基本的視点とすることを掲載しています。

次に、１６７ページを御覧ください。「第９章　子どもの貧困対策推進に係る施策」では、先ほどの第８章での４つの基本的視点を細分化した施策の体系を掲載しております。

「教育支援」では「幼児教育・保育の無償化の推進及び質の向上」のほか、７つの施策体系となっており、「生活支援」以下は御覧のとおりとなっています。

１６８ページ以降は、各施策を推進するための具体的な事業を掲載しております。

以上が、計画案の概要となります。

今後は、市民意見募集でいただいたご意見を基に、計画案の修正を含めた検討を行い、３月に開催予定の第４回子ども子育て会議、最終的な審議を経て、計画策定とする予定としております。

なお、本来でありましたら、市民意見募集を行う前に福祉文教委員会報告を行うべきでしたが、子ども子育て会議での審議に時間を要し、計画案の策定が間に合わず、報告が遅くなりましたことをおわび申し上げます。また、この計画案策定後は、市の各施策を十分に活用していただくため、子ども食堂の実施者、見守り支援の委託業者などに個別に周知を行い、市と連携した事業実施を進めてまいります。

以上で、簡単ではございますが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（　質疑なし　）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第３期飯塚市地域福祉計画（原案）の市民意見募集について」、報告を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

令和５年度から令和１４年度までを計画期間とした第３期飯塚市地域福祉計画案の策定と、その市民意見募集について、ご報告を申し上げます。

資料２－１、第３期飯塚市地域福祉計画（案）を御覧ください。

本計画案は、社会福祉法第１０７条の規定に基づいて、福祉分野の個別計画の上位計画として位置づけられたもので、地域福祉を総合的に推進する理念を明らかにし、個別計画を横断的につなぐ役割を果たすとともに、対象者や分野にかかわりなく、福祉の視点から市民の生活支援を目指すことを目的とする計画として策定するものです。当該計画は、１０年ごとに更新を行っているものですので、今回は令和５年度から令和１４年度までを計画期間とするものになっております。

この計画案を策定するに当たりまして、諮問機関である飯塚市地域福祉推進協議会において、

計画書案８８ページにありますように、昨年４月から審議をいただいており、その過程で市民アンケート調査、関係団体ヒアリング調査、地域の取組状況調査を実施し、１月１６日に開催しました第６回の協議会において、この計画案が決定されております。

それでは、計画案の内容について説明いたします。

計画案は全体で５章構成となっております。

第１章は、「計画の策定にあたって」として、１ページから５ページまでに「計画策定の趣旨」、６ページに「計画の位置づけ」、７ページに「計画の期間」及び８ページに「計画の策定体制及び策定の過程」についてを記載しております。

第２章は「飯塚市の地域福祉を取り巻く状況」を記載しております。９ページから２３ページまでに「飯塚市における地域福祉の状況」として、人口及び分野別の人数・世帯数を、２４ページから２８ページまでに「地域福祉に関する社会資源の状況」として、地域福祉に関わる人や団体、機関や事業所の状況を、２９ページから４７ページまでに「第２期計画のふり返り」として、第２期計画の３つの基本目標ごとに、問題点と課題の整理を行い、市民アンケートの結果、地域・福祉団体の活動の現状及び関係各課の取組状況を、最後に４８ページ、４９ページに「地域福祉をめぐる課題まとめ」を記載しております。

第３章は５０ページで「計画の基本理念」として「お互いを尊重し、支えあい、助け合う協働の地域づくり～誰もが安心して暮らせるまち　いいづか～」を掲げまして、５１ページで「計画の基本目標」として「お互いを大切にし合うひとづくり」「支えあう地域づくり」「つながるしくみづくり」の３つの目標を示し、５２ページでは「計画の体系」として、基本目標と各論に相当する第４章の基本目標と活動目標の関係を示す体系図を記載しております。

第４章は、「目標に向けた取り組み」として５３ページから８６ページまでに、第３章で示した体系に沿って、活動目標ごとに「現状と課題」及び「取り組みの方向性」を、具体的取り組みごとに「自助」「共助」「公助」の別に方向性を示して活動目標の指標を記載しております。

そして、第５章は８７ページに「計画の推進に向けて」として、「全庁的な連携」「進行管理」「周知・広報」「協働」による推進についてまとめております。

最後に資料編として、地域福祉推進協議会について、アンケート調査結果、関係団体ヒアリング結果、地域の取組状況調査の結果と用語解説をつけております。

以上が、この計画案の説明になります。

次に、資料２－３、「第３期飯塚市地域福祉計画策定に伴う意見募集」についてを御覧ください。

広く市民や市内への通勤・通学者から意見を募り、計画内容の充実を図るため、本計画案を本庁及び各支所、中央公民館、交流センター、社会福祉協議会の本所・支所、サンアビティーズいいづかに設置及び市のホームページへの掲載により閲覧場所及び意見受付として、令和５年１月２８日土曜日から２月１６日木曜日までの２０日間、資料中ほどにあります閲覧方法及び設置場所にこの計画案を設置し、意見募集を実施しております。意見募集の際の様式は資料２－４、「第３期飯塚市地域福祉計画（案）」に関する意見提出用紙として、受付場所への配置及び市のホームページでの公開をいたしております。

意見募集後は、計画案の修正を含めた検討を行い、回答を一定期間、ホームページで公開いたします。

また、２月２８日に開催の第７回地域福祉推進協議会にこの結果を報告し、最終的な審議を経て、３月に同協議会から市長に答申を行う予定としております。

以上、簡単でございますが報告を終わらせていただきます。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

（　質疑なし　）

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。